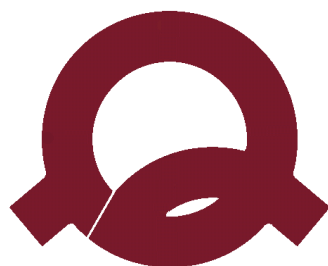


# 吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



令和3年3月

吉 野 町



---

# 目 次

---

第1章 計画の概要	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
1. 廃棄物処理関連法令等	2
2. 計画対象区域	2
3. 適用範囲	3
4. 計画目標年度	3
第2章 計画地域の特性	4
第1節 自然的条件	4
1. 地理・地形	4
2. 気象特性	5
第2節 社会的条件	6
1. 人口	6
2. 産業	8
第3章 ごみ処理の現状	10
第1節 ごみ処理の状況	10
1. ごみ処理の経緯	10
2. 組織体制の現状	10
3. 分別区分の状況	11
4. 処理手数料等	12
5. ごみの排出・処理の状況	13
第2節 処理施設の概要	19
1. 中間処理施設	19
2. 最終処分場	20
第3節 発生抑制、資源化、適正処理のための施策等	20
第4節 ごみ処理行政における動向	22
1. 国における動向	22
2. 奈良県における動向	24
第5節 ごみ処理の現状評価	25
1. 経年変化の比較	25

2. 奈良県内での比較	26
第6節 ごみ処理システムの評価	27
第7節 将来の予測	28
1. 計画人口	28
2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測	29
第8節 課題の抽出	34
1. 排出抑制の課題	34
2. 収集・運搬の課題	34
3. 中間処理の課題	34
4. 最終処分の課題	34
第4章 ごみ処理基本計画	35
第1節 計画策定の基本的な方針	35
1. 基本理念	35
2. 基本方針	35
第2節 排出量及び処理・処分量の目標	40
第3節 目標達成に向けた施策・事業の体系	45
第4節 目標達成に向けた事業の概要	47
1. 発生抑制の推進 ～Reduce～	47
2. 再使用の推進 ～Reuse～	47
3. 資源化の推進 ～Recycle～	48
4. 分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進	48
5. 適正処理の推進（安心できるごみ処理体制の確保）	49
第5節 将来のごみ処理方法と移行に向けた方針	51
第6節 災害廃棄物処理基本方針	55
第7節 計画の進行管理と評価システムの構築	56
資料編	
1. 将来人口の予測結果	資料1～資料2
2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果	資料3～資料9
3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標	資料10～資料11

# 第1章 計画の概要

## 第1節 策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も、よく聞かれるようになった。また、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、国の動向や国際的な潮流に目を向けると、資源循環を総合的に推進する取組とその方向性が示され、低炭素社会・自然共生社会への取組みとの統合、地域循環圏の形成が推進されている。

このように、社会情勢は大きく変化しており、少子・高齢化の進行や人口減少等コミュニティの変化や「持続可能な開発目標（SDGs）」\*の採択、プラスチック資源循環戦略、食品ロス削減推進法等の策定、レジ袋の有料化等がライフスタイルを見直すきっかけとなり、環境問題への関心が高まっている。

吉野町（以下、「本町」という。）では、循環型社会の形成に向け、これまでも様々な施策に取り組み、安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築に努めてきたところであるが、このような社会的背景の変化を踏まえた施策の推進が必要となっている。

また、本町における一般廃棄物（ごみ）の処理においては、平成4年から吉野広域行政組合・吉野三町村クリーンセンター（構成町村：吉野町・川上村・東吉野村）において燃えるごみとそれ以外のごみの処理を行ってきたが、燃えるごみについては、焼却施設の老朽化や地元関係地区との協議等を受けて、平成29年3月に施設の稼働を停止させ、その後は橿原市に処理を委託している。今後、燃えるごみの橿原市への処理委託は当面の間継続するものの、それ以外のごみ処理はさくら広域環境衛生組合の新施設稼働後に川上村及び東吉野村が移行し本町単独で行うこととなることを鑑み、処理体制の変更等を踏まえ、ごみの中間処理全般について長期的な方向性を定める必要がある。

以上に基づき、処理体制の変更への対応やごみ処理の広域化の検討を進めながら、生活環境の保全とごみの適正処理を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するため、ごみ処理の基本的な事項を定める「吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

### 「持続可能な開発目標(SDGs)」とは

2015年、国連持続可能な開発サミットが150を超える加盟国首脳に参加のもと開催され、その成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」を(SDGs)と呼んでおり、この目標は、国際社会共通の目標として、地球環境の改善や社会での共生など、2030年までに達成を目指す17のゴール(意欲目標)を定めている。



## 第2節 計画の位置付け

### 1. 廃棄物処理関連法令等

我が国では廃棄物の増大に伴って発生する諸問題への対応や、地球規模での環境問題への意識の高まり等から、循環型社会の構築を目指した関連法体系の整備が急速に進められている。

#### 法律・国の計画

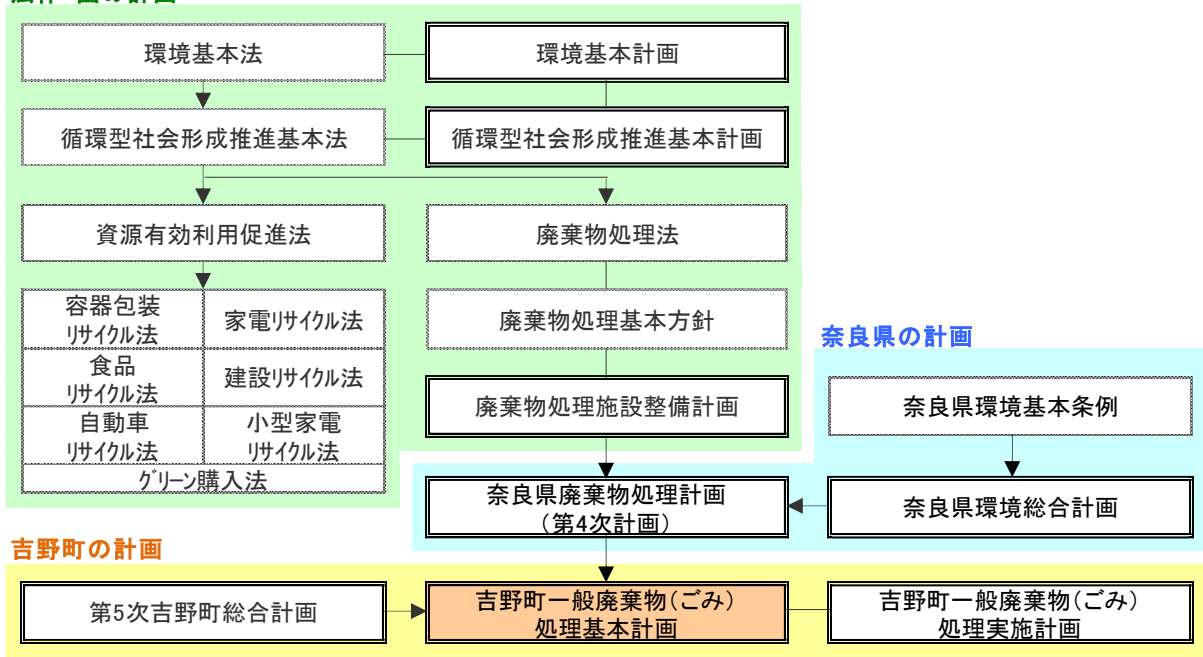


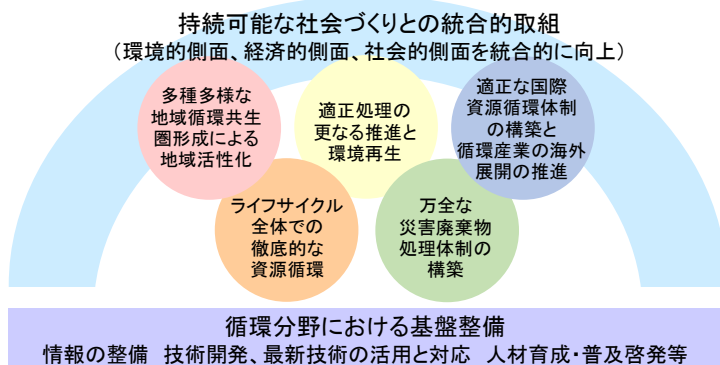
図 1-2-1 本計画と他の法令・計画との関係

### 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

#### 循環型社会形成推進基本計画とは

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの
- 平成 30 年(2018 年)6 月 19 日に閣議決定

#### 第四次循環型社会形成推進基本計画の構成



#### 将来像

- 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

#### 国の取組

- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 廃棄物エネルギーの徹底活用

注:2Rとは、3R(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、リデュース、リユースのこと

(環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」関係資料から引用)

## 2. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本町行政区域内全域とする。

## 3. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物（ごみ）とする。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外する。

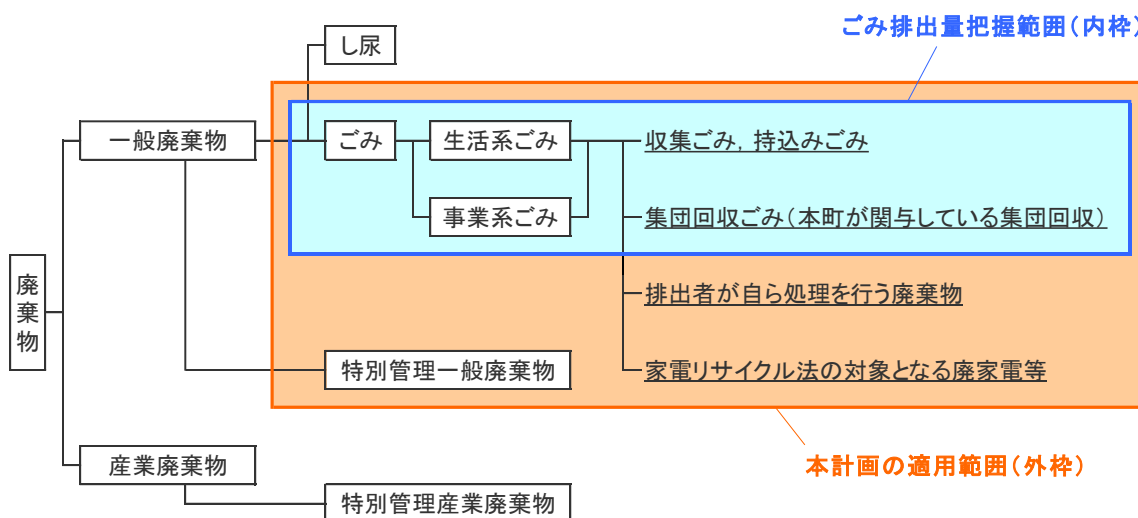


図 1-2-2 本計画の対象となる廃棄物の範囲

## 4. 計画目標年度

本計画は、新たな 10 年間の長期計画とし、中間目標年度を令和 7 年度、計画目標年度を令和 12 年度とする。

なお、計画の改定は、前提となる諸条件の変動等を考慮しおおむね 5 年ごとに行うこととされているが、本町では、さくら広域環境衛生組合のごみ処理施設稼働に伴い、現在のごみ処理行政は大きく変化することが想定されるため、その時点で計画を見直し整理する必要がある。

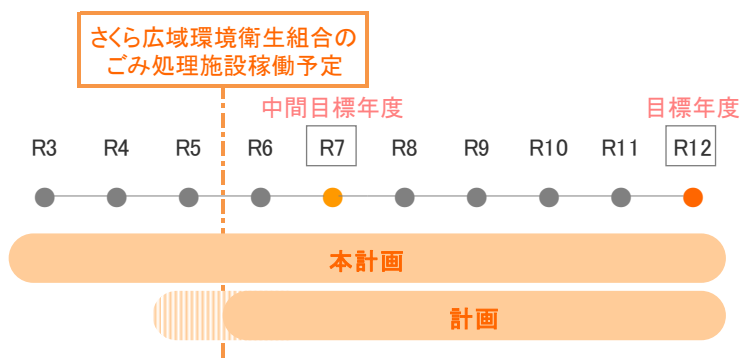


図 1-2-3 計画期間と計画目標年度

## 第2章 計画地域の特性

### 第1節 自然的条件

#### 1. 地理・地形

本町は、奈良県のほぼ中央に位置する 95.65km<sup>2</sup> の面積を有する町であり、東は東吉野村と川上村、西は大淀町と明日香村、南は下市町と黒滝村、北は桜井市と宇陀市にそれぞれ隣接している。

北は竜門山地が東西に走り、南は大峰山系へと続く山々が、東は台高山脈から続く山々が迫っており、それらに挟まれるように町の中央部を吉野川が西流している。

世界遺産に登録されている吉野山は桜や紅葉の時期に賑わい、夏は吉野川での川遊びが盛んであり、他府県からも四季折々の自然を訪ねて観光客が訪れる。



図 2-1-1 位置図



## 2. 気象特性

令和元年の日平均気温は、最高が8月の25.5℃、最低が1月の2.1℃である。降水量は、年間1,750.5mmで10月が最も多い。

気候としては比較的温かな内陸性気候であるが、山間部では気温が低く雨量が多い山岳性気候となる。

表 2-1-1 平均気温と降水量の推移

項目	降水量 (mm)	気温(℃)		
		平均	最高	最低
H27	1,689.0	13.4	19.0	8.6
H28	1,401.0	13.8	19.9	8.6
H29	1,639.5	12.8	18.7	7.8
H30	1,934.5	13.5	19.4	8.4
R1	1,750.5	13.5	19.3	8.5
1月	36.5	2.1	11.2	-6.4
2月	66.5	3.8	15.1	-5.4
3月	96.0	6.5	20.6	-4.6
4月	72.0	10.8	25.9	-3.4
5月	116.0	16.6	31.4	0.0
6月	156.5	20.1	29.4	12.4
7月	288.5	23.2	33.5	18.0
8月	311.0	25.5	35.2	16.5
9月	28.0	22.8	33.1	9.8
10月	453.5	16.4	29.7	6.8
11月	60.0	9.0	22.4	-1.8
12月	66.0	5.0	16.9	-3.4

出典：アメダス(降水量：吉野測候所、気温：大宇陀測候所)  
 ※表記は、年度ではなく年(1月～12月)を示す。

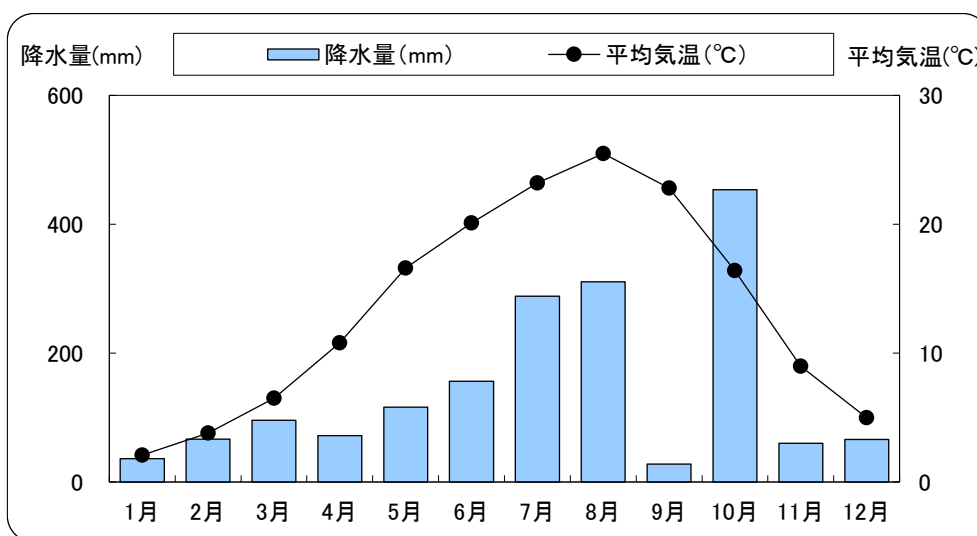


図 2-1-2 平均気温と降水量の推移 (令和元年)

## 第2節 社会的条件

### 1. 人口

#### 1) 人口と世帯数

本町の人口は減少しながら推移しており、令和元年度は 6,931 人であり、過去 10 年間で 2,181 人減少している。また、令和元年度の世帯数は 3,241 世帯、平均世帯人員は 2.14 人となっており、いずれも減少しながら推移している。

表 2-2-1 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		増加人口		
H22	9,112	—	3,585	2.54
H23	8,879	-233	3,551	2.50
H24	8,736	-143	3,592	2.43
H25	8,502	-234	3,562	2.39
H26	8,227	-275	3,496	2.35
H27	7,933	-294	3,426	2.32
H28	7,691	-242	3,394	2.27
H29	7,437	-254	3,344	2.22
H30	7,194	-243	3,317	2.17
R1	6,931	-263	3,241	2.14

※各年度9月末人口

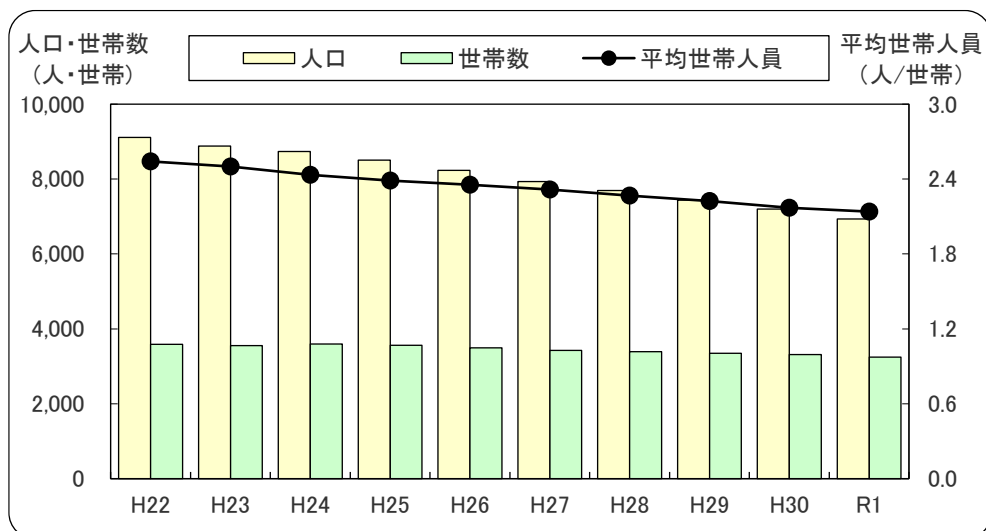


図 2-2-1 人口・世帯数の推移

## 2) 年齢別人口構成

令和元年度における年齢別人口構成は、男女ともに65～69歳の人口が最も多くつぼ型となっている。一方で20歳代後半に落ち込みが見られ、少子高齢化とともに若者の流出が著しい。

表 2-2-2 年齢別人口構成

(単位:人)

項目	総数	男	女	
幼年 少人口	0～4	101	58	43
	5～9	143	74	69
	10～14	170	82	88
	小計	414	214	200
生産 年齢人口	15～19	186	89	97
	20～24	211	109	102
	25～29	193	98	95
	30～34	222	109	113
	35～39	262	115	147
	40～44	303	156	147
	45～49	311	155	156
	50～54	348	175	173
	55～59	445	201	244
	60～64	574	266	308
小計	3,055	1,473	1,582	
老 齢人口	65～69	806	403	403
	70～74	716	332	384
	75～79	640	282	358
	80～84	537	223	314
	85～89	437	153	284
	90～94	262	69	193
	95～99	58	9	49
	100～	6	1	5
	小計	3,462	1,472	1,990
総数	6,931	3,159	3,772	

※令和元年9月30日現在

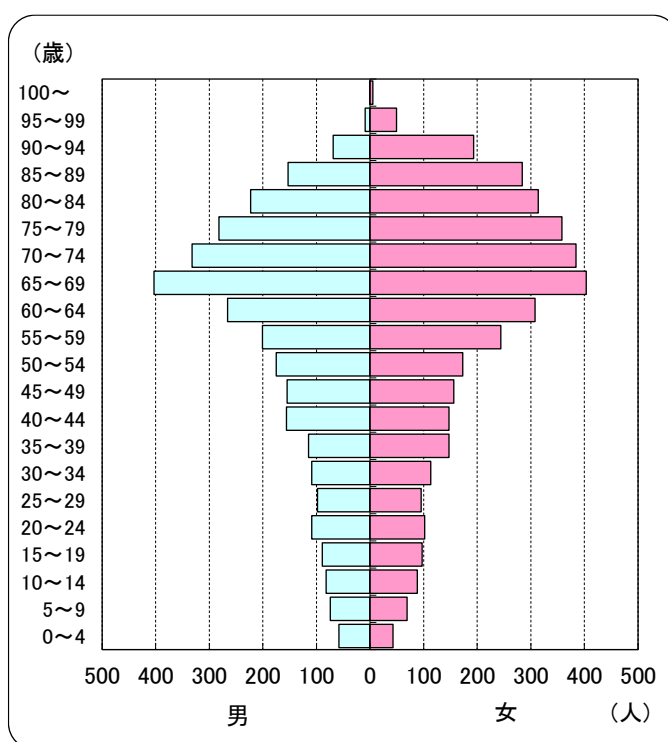


図 2-2-2 年齢別人口構成

## 2. 産業

事業所数は「製造業」及び「卸売業・小売業」が最も多く、従業者数は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」「宿泊業、飲食サービス業」の順となっている。

表 2-2-3 産業別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

項目		事業所数(件)	従業者数(人)
第1次 産業	農業、林業	3	30
	漁業	-	-
	小計	3	30
第2次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
	建設業	78	260
	製造業	177	965
	小計	255	1,225
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	情報通信業	1	1
	運輸業、郵便業	8	55
	卸売業・小売業	177	656
	金融業、保険業	6	34
	不動産業、物品賃貸業	18	56
	学術研究、専門・技術サービス業	15	54
	宿泊業、飲食サービス業	77	439
	生活関連サービス業、娯楽業	44	188
	教育、学習支援業	5	16
	医療、福祉	25	307
	複合サービス業	11	68
	サービス業(他に分類されないもの)	70	193
小計	457	2,067	
総数	715	3,322	

出典：経済センサス（平成28年活動調査）

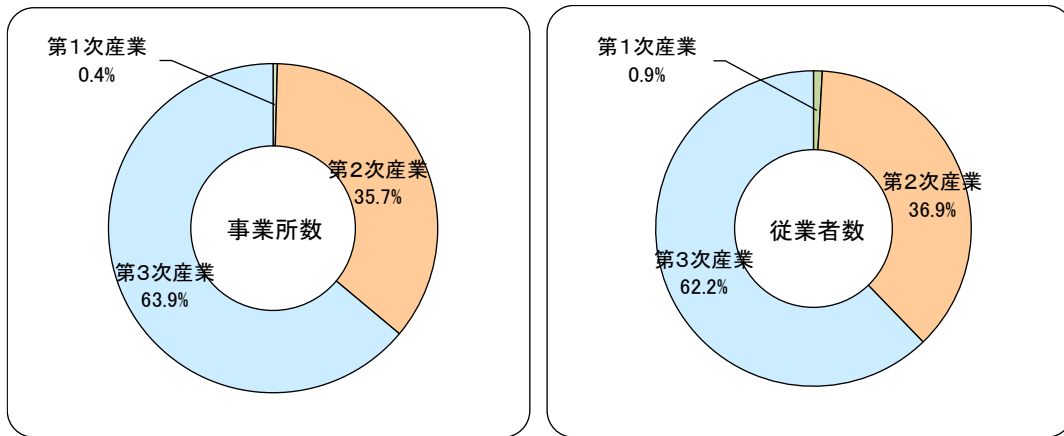


図 2-2-3 事業所数及び従業者数の構成比率 (平成 28 年)

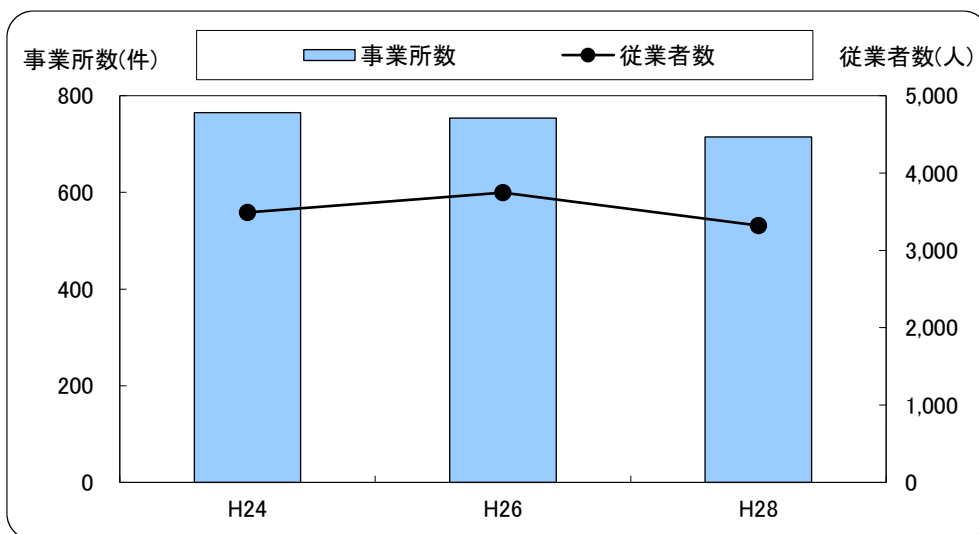


図 2-2-4 事業所数及び従業者数の推移

## 第3章 ごみ処理の現状

### 第1節 ごみ処理の状況

#### 1. ごみ処理の経緯

本町における本格的なごみ処理施設は、昭和 36 年に旧清掃センター敷地に処理能力 10t/日の焼却施設を建設したのが始まりであり、その後昭和 48 年に同敷地内に吉野町役場清掃センター（処理能力 20t/8h、機械化バッチ式焼却炉）を建設し、中間処理を行っていた。

平成 2 年 4 月からは、吉野広域行政組合（構成町村：吉野町、川上村、東吉野村）として、吉野三町村クリーンセンターの建設準備を行い、平成 4 年 6 月に竣工、可燃物焼却場（処理能力 25t/日、12.5t/8h×2 炉）による焼却、既存の最終処分場（昭和 58 年 1 月・吉野町不燃物最終処分場整備）と合わせ、広域行政によるごみの共同処理を開始した。

その後、平成 5 年 5 月から吉野三町村クリーンセンター粗大ごみ処理施設（破砕機処理能力 13t/5h、スチール缶圧縮 0.6t/h、アルミ缶圧縮 0.24t/h、回転ハンマー及びせん断破砕方式）の供用開始、平成 9 年 4 月から吉野三町村クリーンセンターリサイクルセンター棟の供用開始、平成 10 年 4 月にリサイクルセンター内にペットボトル減容器（処理能力 0.3t/h）を設置、平成 14 年 3 月に吉野三町村クリーンセンター排ガス高度処理施設及び灰固形化施設整備工事（処理能力 25t/日、12.5t/8h×2 炉、機械化バッチ燃焼式焼却炉）が竣工、平成 24 年 3 月に吉野三町村クリーンセンター最終処分場拡張工事（拡張後・埋立面積 12,185 m<sup>2</sup>、全体容量 100,000 m<sup>3</sup>）が竣工し、今日に至る中間処理体制及び最終処分体制が確立した。

なお、平成 29 年 4 月からは、吉野三町村クリーンセンター可燃物焼却場での焼却を停止し、可燃物焼却については奈良県橿原市に処理を委託している。また、同年 4 月からのごみの収集・運搬業務については、吉野広域行政組合から三町村に移管され、本町は、美吉野環境ステーションを設置し、ごみの収集・運搬業務に対応している。

#### 2. 組織体制の現状

美吉野環境ステーションは、本町のごみの収集拠点として、本町全域におけるごみの収集運搬を行っている。また、吉野三町村クリーンセンター（吉野広域行政組合）は、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及び最終処分場の管理・運営により燃えるごみ以外のごみの処理を行っている。

### 3. 分別区分の状況

本町におけるごみの分別区分及び収集頻度等は以下に示すとおりであり、4 コースに分けて収集を行っている。また、廃食用油については、拠点回収を行っている。

なお、本町では収集できないごみを指定しており、販売店や専門処理業者等に問い合わせ、適切に処理することとしている。

表 3-1-1 分別区分

分別	収集頻度	排出方法	対象
燃えるごみ	週 2 回	指定袋	生ごみ類、枝類、落ち葉、プラスチック類、発泡スチロール、DVD・ビデオ、皮製品、衣類、ゴム類・アルミ類
燃えないごみ	月 1 回	指定袋	小型家電製品、ガラス類、陶器・食器類、蛍光灯・電球、刃物類、電池
粗大(大型)ごみ	月 1 回	証紙貼付	タンス、机、ベッド、自転車、ソファ、畳、ふすま、布団
缶(カン)類	月 1 回	指定袋	飲料・お菓子の缶、缶詰、スプレー缶
びん(ビン)	月 1 回	指定袋	飲料・調味料のびん
ペットボトル	月 1 回	指定袋	ペットボトル
古紙	月 1 回	ひも十字結束	新聞、段ボール、雑誌、紙パック
廃食用油	拠点回収	—	廃食用油

表 3-1-2 収集できないごみ

ごみの種類	対象	処理方法
事業系ごみ	家庭以外から排出されたすべての品目、トイレ、浴槽、畳等請負等において発生したもの	専門処理業者等
危険・有害物等の処理困難物	バッテリー、消火器、火薬、廃油、シンナー、農薬、自動車部品等	
建築建材・建築資材	大量のタイル、石膏ボード、汚泥、ブロック(コンクリート)	
家電リサイクル・パソコンリサイクル対象品	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	・三町村管内の家電小売店に引き取り依頼 ・指定引き取り場所または吉野三町村クリーンセンターへの持ち込み
	パソコン	・廃棄するパソコンメーカーに回収申込み

#### 4. 処理手数料等

ごみの排出については指定袋や証紙による有料化を実施しており、発生抑制・減量化の推進を行っている。また、直接持ち込みについては重量に応じた手数料を徴収している。

表 3-1-3 指定袋の種類と料金

ごみの種類	袋の種類	料金
燃えるごみ	特大	70 円/枚
	大	50 円/枚
	小	30 円/枚
燃えないごみ	—	50 円/枚
びん(ビン)	—	50 円/枚
缶(カン)類	—	50 円/枚
ペットボトル	—	50 円/枚

表 3-1-4 証紙の種類と料金

ごみの種類	料金
燃えるごみ ※発泡スチロールを大量に排出する場合	50 円/枚
粗大(大型)ごみ	100 円/枚

表 3-1-5 直接持ち込みの概要と手数料

項目	内容	
持ち込み場所	吉野三町村クリーンセンター	
受付日	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)及び第三日曜日 ※年末年始は要相談	
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 3 時まで	
料金	一般家庭	63 円/10kg
	事業活動に伴い排出されるもの	158 円/10kg



## 5. ごみの排出・処理の状況

### 1) ごみ処理フロー

燃えるごみは、収集されたものと吉野三町村クリーンセンターに持ち込まれたもののいずれも、橿原市にあるクリーンセンターかしはらに搬入され処理委託される。

粗大ごみと缶類は粗大ごみ処理施設に、燃えないごみと缶類以外の資源ごみはリサイクルセンターにそれぞれ搬入し処理した後、選別された可燃物はクリーンセンターかしはらで焼却処理、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化、不燃物は最終処分場で埋め立て処分される。

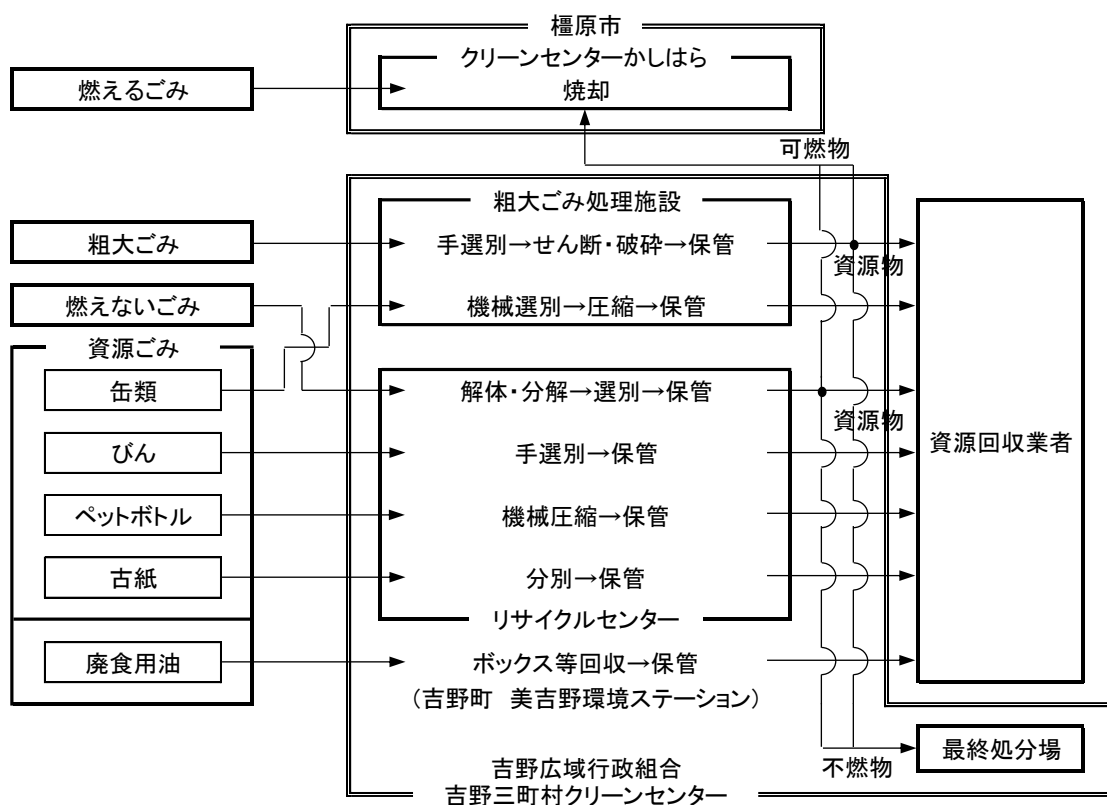


図 3-1-1 ごみ処理フロー

## 2) ごみの種類別排出量

本町におけるごみ総排出量は減少傾向であったが、令和元年度は増加に転じ 2,446t/年となっている。

1人1日あたりごみ排出量は増加傾向にあり、令和元年度は964.2g/人・日となっている。

表 3-1-6 ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ排出量の推移

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人口	人	7,933	7,691	7,437	7,194	6,931
ごみ総排出量	t/年	2,518	2,546	2,296	2,377	2,446
燃えるごみ	t/年	1,776	1,900	1,729	1,685	1,686
燃えないごみ	t/年	307	196	244	298	331
粗大ごみ	t/年	197	239	110	224	274
資源ごみ	t/年	238	211	213	170	155
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	867.2	906.9	845.8	905.2	964.2
燃えるごみ	g/人・日	611.7	676.8	636.9	641.7	664.6
燃えないごみ	g/人・日	105.7	69.8	89.9	113.5	130.5
粗大ごみ	g/人・日	67.8	85.1	40.5	85.3	108.0
資源ごみ	g/人・日	82.0	75.2	78.5	64.7	61.1

※各年度9月末人口

※燃えないごみ及び粗大ごみについては、実際の処理量を考慮し直接搬入ごみ量を按分・調整した排出量としている。

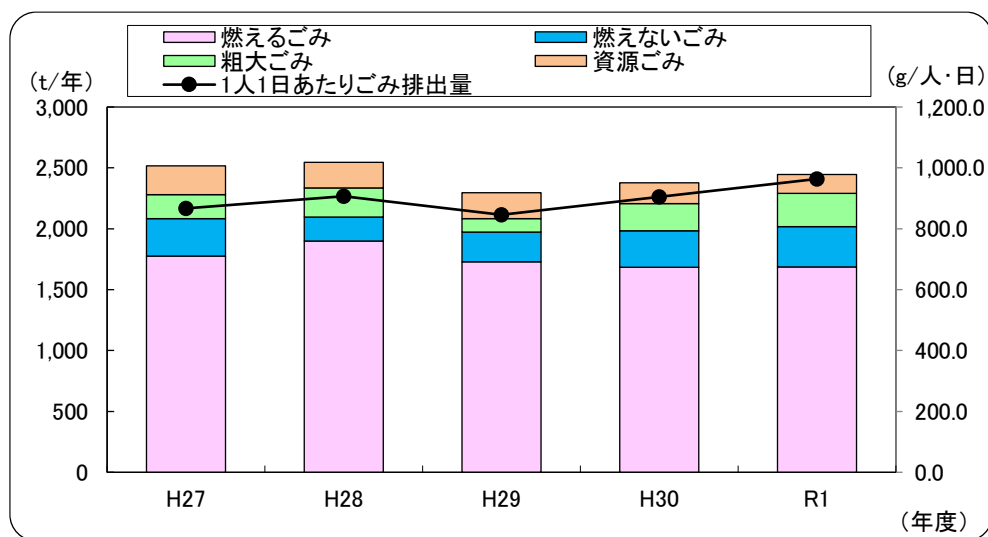


図 3-1-2 ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ排出量の推移

### 3) 中間処理量

#### (1) 焼却処理量と減容化量

本町における焼却処理量は、令和元年度は増加したものの過去5年間においては減少傾向を示しており、令和元年度は1,838t/年となっている。

表 3-1-7 焼却処理量と減容化量の推移

単位:t/年

項目	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	2,518	2,546	2,296	2,377	2,446
焼却処理量	1,895	2,016	1,801	1,791	1,838
燃えるごみ	1,776	1,900	1,729	1,685	1,686
処理施設からの可燃物	119	116	72	106	152
排出量	280	289	229	225	221
焼却灰	280	289	229	225	221
減容化量	1,615	1,727	1,572	1,566	1,617
減容化率	64.1%	67.8%	68.5%	65.9%	66.1%

※減容化量＝焼却処理量－焼却灰

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

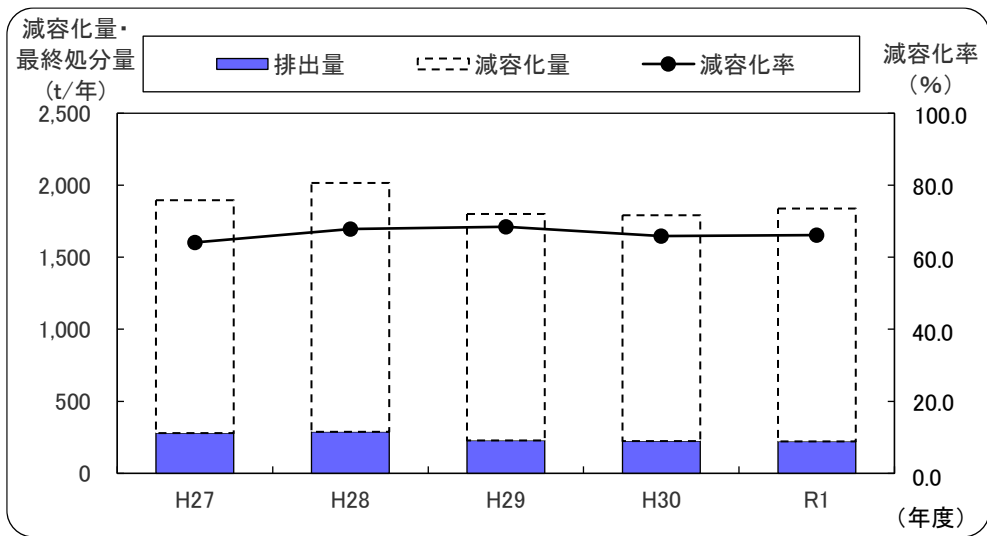


図 3-1-3 焼却処理量と減容化量の推移

## (2) 資源化量

本町における資源化量は、平成 29 年度に増加したものの過去 5 年間ににおいては減少傾向を示しており、令和元年度は 280t/年となっている。

また、資源化率も減少傾向を示しながら推移しており、令和元年度は 11.4%となっている。

表 3-1-8 資源化量と資源化率の推移

単位:t/年

項目	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	2,518	2,546	2,296	2,377	2,446
資源化量	375	308	327	291	280
直接資源化量	140	121	134	103	92
処理施設からの資源化物	235	187	193	188	188
資源化率	14.9%	12.1%	14.2%	12.2%	11.4%

※資源化率=資源化量÷ごみ総排出量

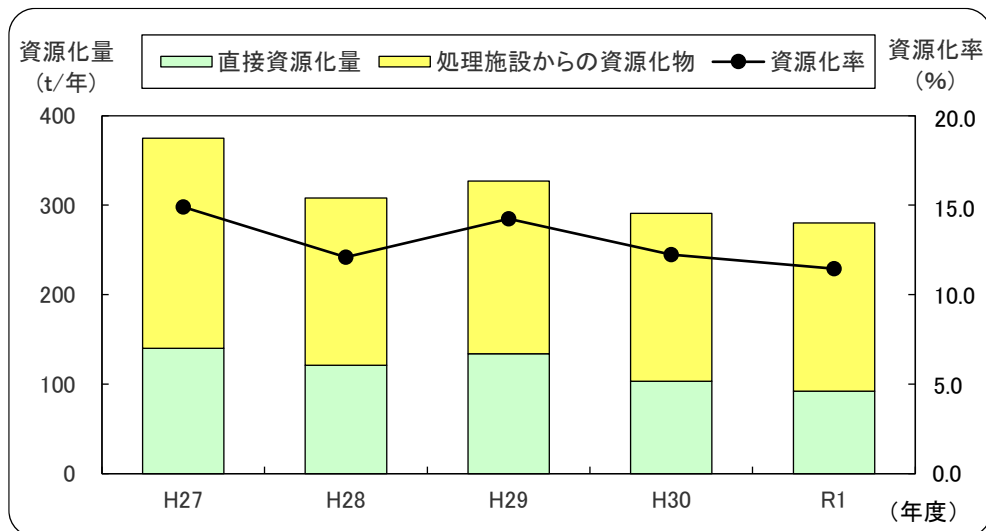


図 3-1-4 資源化量と資源化率の推移

#### 4) 最終処分量

本町における最終処分量は、過去 5 年間に於いて減少傾向にあり、令和元年度は 293t/年となっている。

表 3-1-9 最終処分量と最終処分率の推移

単位:t/年

項目	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	2,518	2,546	2,296	2,377	2,446
最終処分量	372	358	309	294	293
直接最終処分	36	30	43	31	29
処理施設からの残渣	56	39	37	38	43
焼却灰	280	289	229	225	221
最終処分率	14.8%	14.1%	13.5%	12.4%	12.0%

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

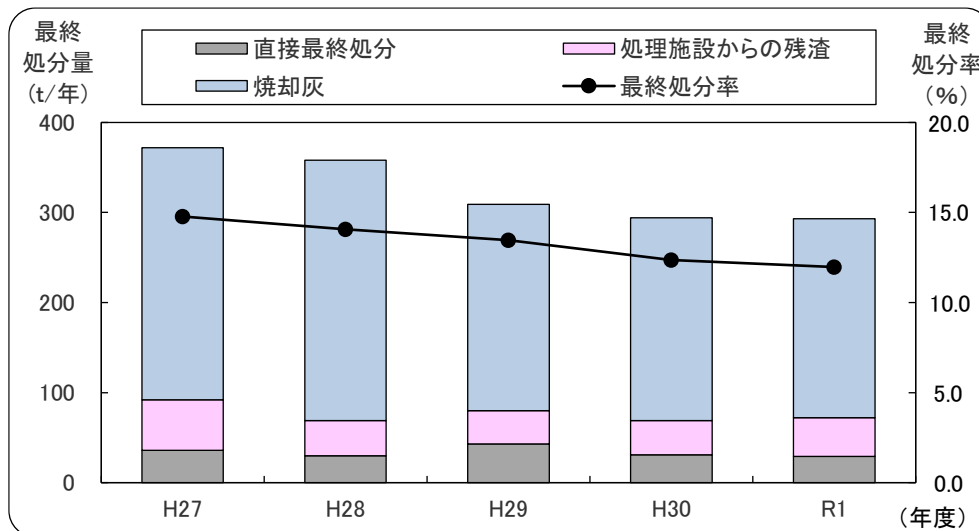


図 3-1-5 最終処分量と最終処分率の推移

## 5) ごみ処理コスト

本町におけるごみ処理コストは増加しながら推移しており、令和元年度は 248,373 千円となっている。これを町民 1 人あたりに換算すると 35,835 円、ごみ 1t あたりに換算すると 101,543 円となる。

なお、収集・運搬については、平成 28 年度までは委託、平成 29 年度以降は直営により行っている。

表 3-1-9 ごみ処理コストの推移

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	千円	27,078	38,372	63,372	75,224	80,331
委託費(収集・運搬)	千円	61,371	57,847	0	0	0
組合分担金	千円	123,154	122,499	150,523	155,682	157,988
消耗品を含むその他経費	千円	1,016	2,828	14,893	9,246	10,054
合計	千円	212,619	221,546	228,788	240,152	248,373
人口	人	7,933	7,691	7,437	7,194	6,931
1人あたり経費	円/人	26,802	28,806	30,763	33,382	35,835
ごみ総排出量	t/年	2,602	2,525	2,388	2,376	2,446
ごみ1tあたり経費	円/t	81,714	87,741	95,807	101,074	101,543
収集・運搬形態		委託		直営		

※各年度9月末人口

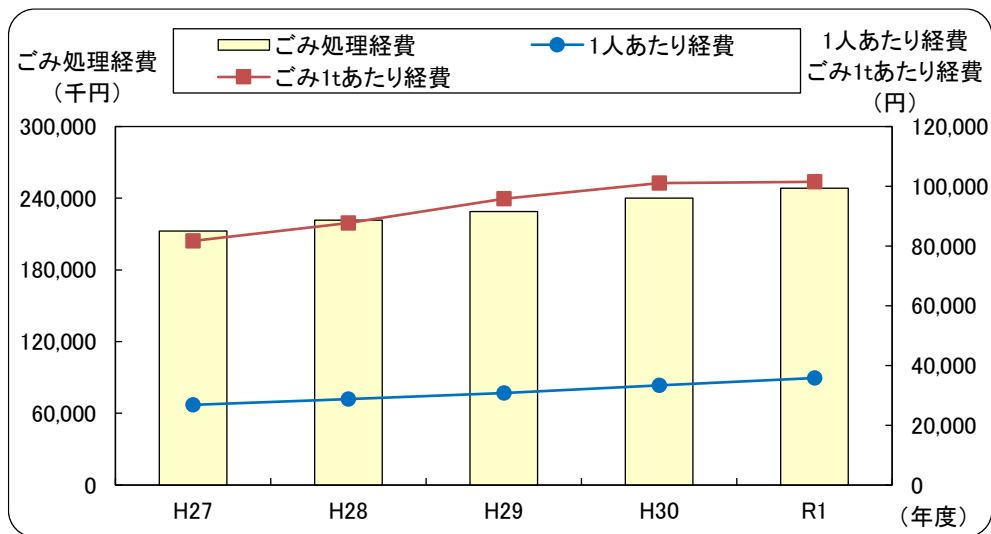


図 3-1-6 ごみ処理コストの推移

また、美吉野環境ステーション設置に伴う初期投資コスト（委託料、施設整備費、用地取得費、車両購入費）を以下に示す。

表 3-1-10 初期投資コストの推移

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
委託料	千円	0	2,916	0	1,158	0
施設建設費	千円	0	24,959	12,578	3,401	0
用地取得費	千円	0	14,049	0	0	0
車両購入費	千円	0	34,016	7,387	0	0
合計	千円	0	75,940	19,965	4,559	0
収集・運搬形態		委託		直営		

## 第2節 処理施設の概要

### 1. 中間処理施設

燃えるごみは処理を委託しており、橿原市が有するクリーンセンターかしはらで処理している。

燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、川上村及び東吉野村から排出されたごみとともに吉野三町村クリーンセンター（吉野広域行政組合）で処理している。

表 3-2-1 中間処理施設（焼却施設）

施設名	クリーンセンターかしはら（橿原市）
所在地	奈良県橿原市川西町 1038-2
処理能力	焼却：255t/24h（85t×3 炉） 灰溶融：80t/24h（40t×2 炉）
余熱利用	発電、場内給湯及び場外余熱利用
発電能力	5,000kW（最大）

表 3-2-2 中間処理施設（粗大ごみ処理施設）

施設名	吉野広域行政組合粗大ごみ処理施設（吉野広域行政組合）	
所在地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2	
処理能力	破砕機	13.5t/5h
	スチール缶圧縮	0.6t/h(50kg/ブロック)
	アルミ缶圧縮	0.24t/h(20kg/ブロック)
処理方式	回転ハンマー及びせん断破砕方式	
供用開始	平成5年5月	

表 3-2-3 中間処理施設（不燃ごみ・資源ごみ処理施設）

施設名	吉野広域行政組合リサイクルセンター（吉野広域行政組合）	
所在地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2	
処理能力	ペットボトル圧縮	0.3t/h
供用開始	平成9年4月（ペットボトル減容器は平成10年4月）	

## 2. 最終処分場

本町において排出された不燃物等の最終処分は、最終処分場（吉野広域行政組合）において埋立を行っている。

表 3-2-4 最終処分場

施設名	吉野広域行政組合最終処分場(吉野広域行政組合)
所在地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2
埋立面積	12,185 m <sup>2</sup>
全体容量	100,000 m <sup>3</sup>
残余容量	16,159 m <sup>3</sup> (令和 2 年 3 月末現在)
供用開始	昭和 58 年 1 月(平成 24 年 3 月 拡張工事竣工)

## 第3節 発生抑制、資源化、適正処理のための施策等

### 1) のきさき収集

少子高齢化や世帯の高齢化が急激に進み、今まで行えていたごみステーションまでのごみ出しが困難となった家庭が急増した。平成 29 年度より収集業務を直営化したことで、玄関先まで収集に伺う戸別収集のサービスを開始した。

### 2) 戸別収集

収集経路から離れたごみ出しの困難な世帯を対象として、ごみ収集日程カレンダーの日程で全品目の収集を行っている。利用には事前申請が必要である。

### 3) やすらぎ収集（リクエスト収集）

ごみ出しが困難な世帯を対象として、粗大ごみの収集を行っている。

表 3-3-1 やすらぎ収集の概要

項目	内容
対象物	粗大ごみ
収集日	平日の午後（年末年始・祝祭日は除く）※観桜期は吉野山を除く
対象者	ごみ出しが困難な世帯
予約方法	電話による予約（平日 8 時から 16 時）
予約内容	事前訪問可能日・収集希望日時・収集場所
最大利用回数・量	月 1 回・軽トラック 1 台分まで



#### 4) 出前講座の実施

担当者が訪問し、ごみの分別や減量等について個別に講座を開催することで、住民の疑問解消や意識啓発を促進している。令和元年12月から開始しており、令和2年10月現在において団体3件、個人10件を対象に実施した。

#### 5) 廃食用油の回収

家庭から出る廃食用油（天ぷら油等）の回収を行っている。回収した廃食用油は、回収業者に引き渡し資源化を行っている。

#### 6) リバーフィールドよしの環境美化

河川美化活動やマナーアップキャンペーンを推進しつつ、ごみの削減に取り組んでおり、平成21年度から環境美化協力金をお願いし、河川の環境保全に配慮するとともに放置ごみ削減に努めている。

#### 7) 吉野町をきれいにする条例

表 3-3-2 条例の概要

項目	内容
目的	吉野町では、空き缶・空き瓶・たばこの吸い殻・チューインガムのかみかす等のポイ捨てゴミ、自動車やバイク等の不法投棄等心ない行為をなくして、人・自然・文化の調和したまちづくりを目指しています。
町の責務	町は、町民が健康で快適な生活を確保するため、環境美化の促進についての施策を実施しなければならないこと
住民等の責務	町民、滞在者及び旅行者は、環境美化の意識を高め美観に努めなければならないこと 町民は、清掃活動、親切美化運動等の活動に参加、協力するよう努めること 放置ごみ及び放置自転車の禁止 家庭等のごみ及び放置ごみを野焼き若しくは簡易焼却炉等で焼却しないように努めること
罰則	町の勧告に従わない者...20万円以下の罰金 町の調査を妨げる等の行為をした者...3万円以下の罰金

#### 8) 環境教育

町内の小学4年生を対象に、社会科の授業で「地域の仕事を学ぶ」の学習があり、ごみ収集や処理に関する事柄もあることから、平成31年度より職員が学校へ出向き、3Rの説明やごみの減量化に向けた分別の方法など、授業の一環として取り組んでいる。

また、町内こども園の年長を対象に、遊びを交えた分別体験を行うことで、ごみの分別に興味を持ってもらえるよう取り組みを行っている。

## 第4節 ごみ処理行政における動向

### 1. 国における動向

#### 1) 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

「環境基本法」に基づく「環境基本計画」は、国全体の環境施策に関しての総合的・長期的な方向性を定めたものである。

第5次環境基本計画では、次のとおり分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の総合的な向上を図ることで、社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションを創出していくとしている。

- ・持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ・国土のストックとしての価値の向上
- ・地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ・健康で心豊かな暮らしの実現
- ・持続可能性を支える技術の開発・普及
- ・国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

#### 2) 第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）

「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定られるものである。

第4次循環型社会形成推進基本計画では、次の項目に関する方向性が示されている。

- ・地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- ・廃棄物エネルギーの徹底活用
- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- ・災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- ・廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値（1人1日あたりのごみ排出量、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量）が設定されている。

#### 3) 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月改定）

「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、改めて大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、高度な物質循環を確保することによって、環境負荷を可能な限り小さくし、循環型社会への転換を進めていくとしている。また、東日本大震災を契機にして、

安心・安全への関心が高まっていることから、より一層、環境保全、安心・安全を重視することとしている。

さらに一般廃棄物の減量化に関しては、令和2年度を目標年度として、排出量、再生利用量の割合、最終処分量の目標を設定している。

#### 4) 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）

「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」は、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため5年ごとに定められるものである。

平成30年6月に閣議決定された計画においては、廃棄物処理施設は、廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用、適正な処分を徹底し、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要があり、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要があるとしている。また、温暖化対策や気候変動対策を進めながら、地域エネルギーセンターとしての活用等地域循環共生圏の核として機能しうる、新たな価値を創出する廃棄物処理システムを整備していくことが重要であるとしている。

さらに、ごみのリサイクル率、一般廃棄物最終処分場の残余年数、ごみ焼却施設の発電効率、廃棄物エネルギーの地域を含めた外部に供給している施設の割合について目標値が設定されている。

また、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」としたうえで、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

#### 5) 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月各都道府県廃棄物行政主管部（局）長あて通知）

上記の廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）を受け、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についての通知」においては、県が市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を目指す方針が示されている。

この中の「ブロックごとの廃棄物処理体制の検討」において、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却の設置を、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域は、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討することや、地域の実情に応じて、①組合設立 ②ごみ種別処理分担 ③大都市での受入 ④相互支援 ⑤他のインフラとの連携 ⑥民間活用等の考え方の参考事例が示されている。

#### 6) 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

「災害廃棄物対策指針」は、各地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的として策定された指針である。東日本大震災及び近年発生した災害への対応から得られた知見を基に、平成30年3月に改定された。

各種自然災害への平時からの備え、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理

するための応急対策及び復興対策について、基本的事項を示している。また、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成のために、技術資料や参考資料も整理されている。

## 2. 奈良県における動向

### 1) 奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（平成30年3月策定）

「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）」は、3Rをはじめ循環型社会形成を推進するために県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示すものとして、廃棄物処理にかかる広域及び効果・効率的な観点から、県と市町村が連携・協働して各種施策を推進するための計画として定められたものである。

一般廃棄物に係る数値目標としては、令和4年度を目標年度として、排出量、再生利用量、最終処分量の目標を設定している。

表 3-4-1 ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標

計画名	基準年度	目標年度	目標値
第4次循環型社会形成推進基本計画	—	R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出量: 約 850g/人・日</li> <li>・家庭系ごみ排出量: 約 440g/人・日（資源ごみ除く）</li> <li>・(事業系ごみ排出量: 約 1,100 万t)</li> </ul>
廃棄物処理法に基づく基本方針	H24	R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量約 12%削減</li> <li>・排出量に占める再生利用量の割合: 約 27%</li> <li>・最終処分量: 約 14%減</li> </ul>
廃棄物処理施設整備基本計画	—	R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのリサイクル率: 27%</li> </ul>
奈良県廃棄物処理計画	—	R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分量 46 千t/年、最終処分率 10.8%</li> <li>・排出量 426 千t/年、865g/人・日</li> <li>・再生利用量 98 千t/年、再生利用率 23.0%</li> </ul>

## 第5節 ごみ処理の現状評価

本節において、全国及び奈良県平均は「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果」の数値を示す。

### 1. 経年変化の比較

#### 1) 1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりごみ排出量について、奈良県及び全国の平均は減少しながら推移しているが、本町は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年度では全国平均より少ないものの奈良県平均より多くなっている。

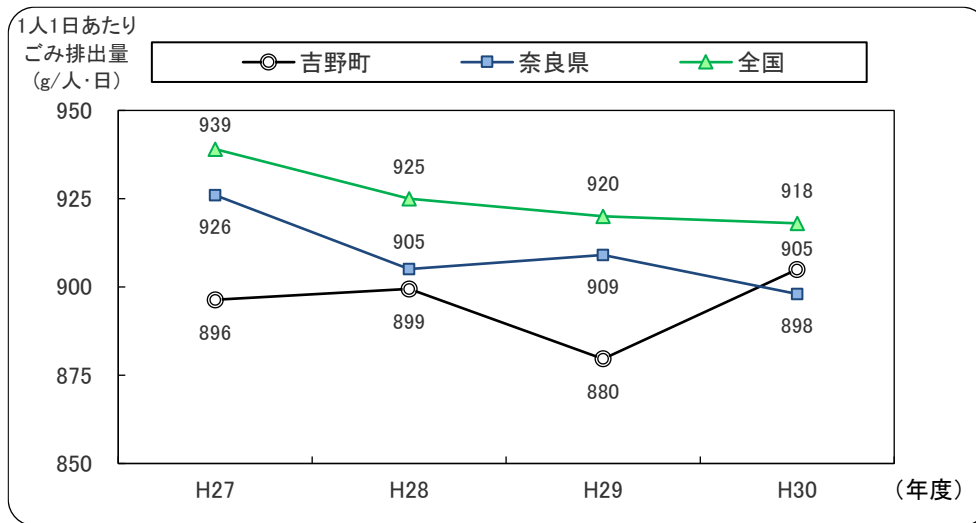


図 3-5-1 1人1日あたりごみ排出量の経年変化の比較

#### 2) 資源化率

本町の資源化率は減少傾向を示しながら推移しており、平成30年度では奈良県及び全国平均を大きく下回っている。

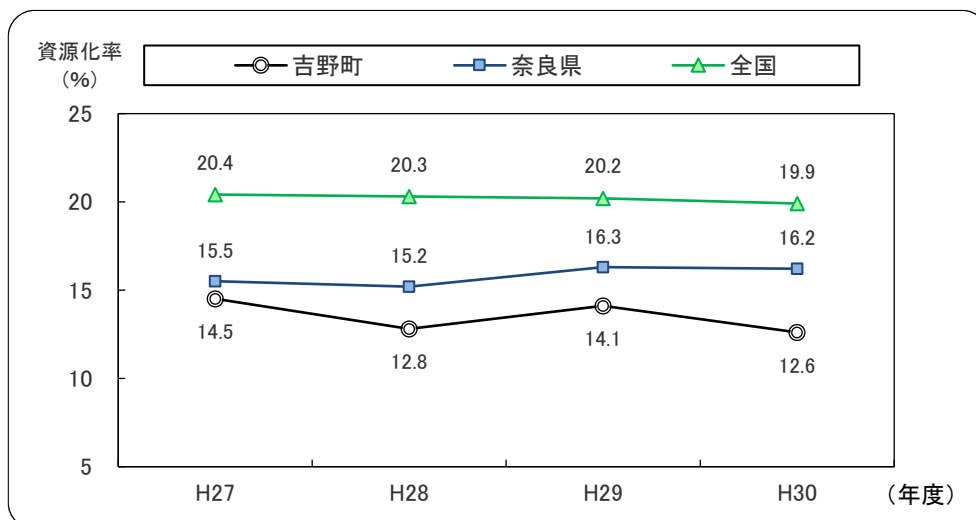


図 3-5-2 資源化率の経年変化の比較

## 2. 奈良県内での比較

### 1) 1人1日あたりごみ排出量

平成30年度における奈良県内での1人1日あたりごみ排出量について、本町は奈良県平均を若干上回っており、17番目に多い自治体となっている。

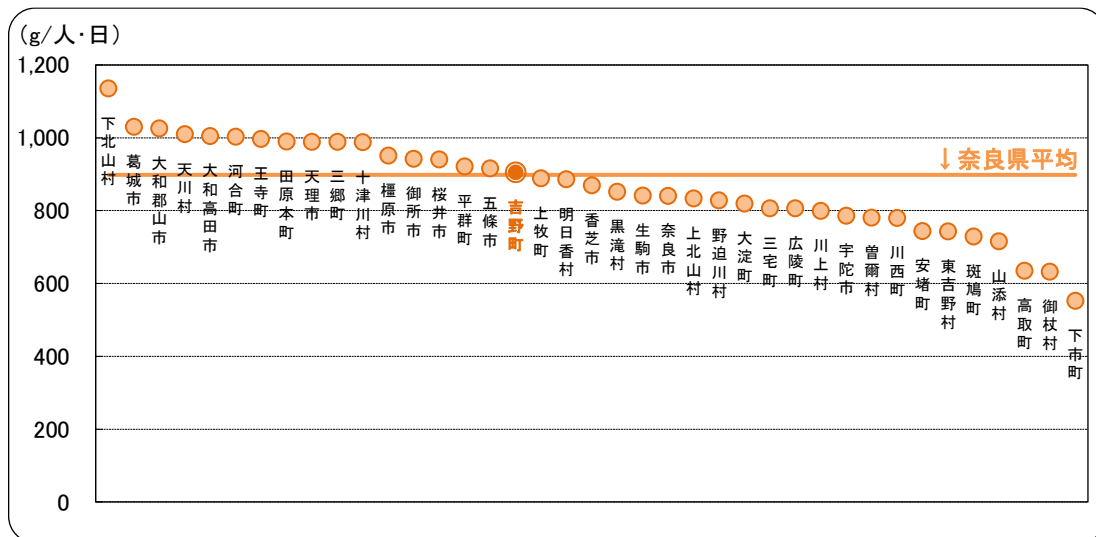


図 3-5-3 1人1日平均排出量の奈良県内での比較

### 2) 資源化率

平成30年度における奈良県内での資源化率について、本町は奈良県平均を下回っており、16番目に低い自治体となっている。

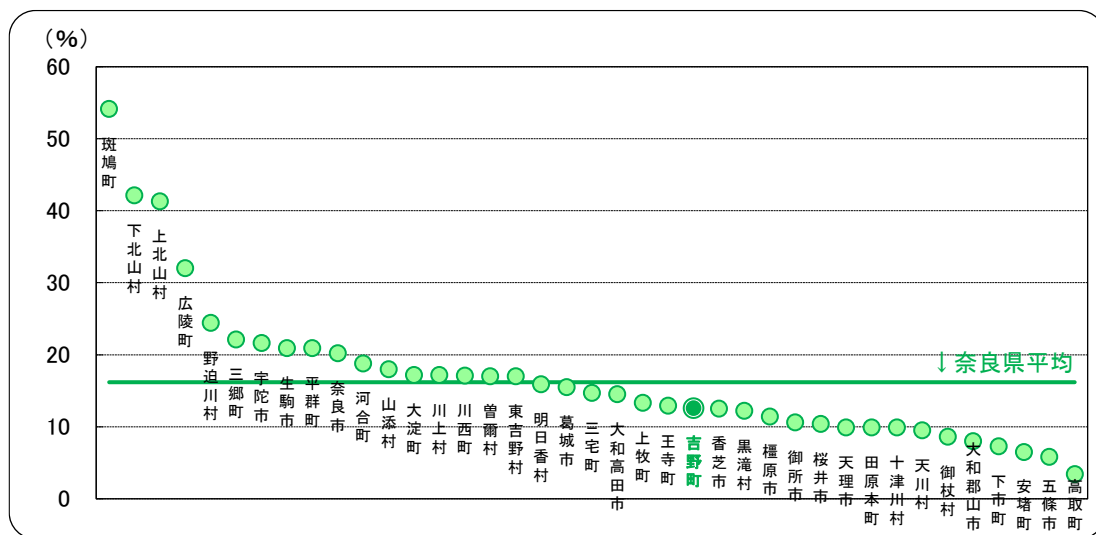
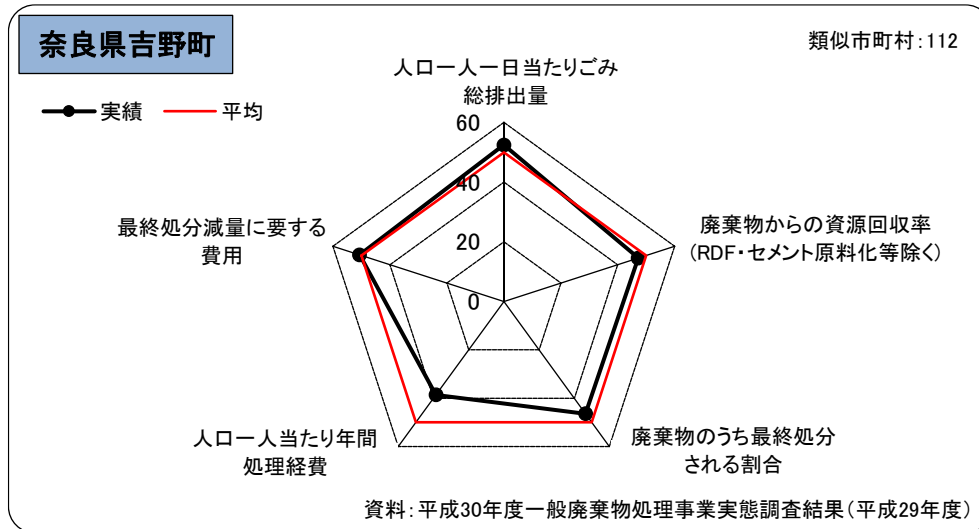


図 3-5-4 資源化率の奈良県内での比較

## 第6節 ごみ処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、本町のごみ処理システムを環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価した。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体（112自治体）である。

その結果、概ね平均的な数値を示したが、「人口一人当たり年間処理経費」は他市町村と比較して平均を大きく下回る偏差値を示している。



資料: 平成 30 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果 (平成 29 年度実績)

### ※偏差値の表記について

算出された指標は、その項目によって、大きい方が良好なもの、小さい方が良好なものがある。

- 大きい方が良好な指標: 廃棄物からの資源回収率
- 小さい方が良好な指標: 人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用

レーダーチャートが、平均値(赤線)の外側に飛び出している指標は、本町が類似市町村より優れているということを示している。

表 3-6-1 ごみ処理システム分析結果 (平成 29 年度実績比較)

項目	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.924	16.7%	10.6%	16,570	180,624
最大	2.510	56.5%	56.6%	5,862	14,437,595
最小	0.001	0.0%	0.0%	26,223	9,948
標準偏差	0.316	9.0%	8.1%	8,217	1,353,407
吉野町実績	0.846	14.2%	13.5%	25,920	88,942
実績	52.5	47.2	46.4	38.6	50.7

## 第7節 将来の予測

### 1. 計画人口

本計画における計画人口は減少しながら推移し、令和12年度に4,708人となる。

表 3-7-1 計画人口の推移

年度		人口	年度		人口
実績	H28	7,691	将来人口	R3	6,460
	H29	7,437		R4	6,237
	H30	7,194		R5	6,022
	R1	6,931		R6	5,814
	R2	6,683		R7	5,613
		R8		5,419	
		R9		5,232	
		R10		5,051	
		R11		4,877	
		R12		4,708	

※各年度9月末人口

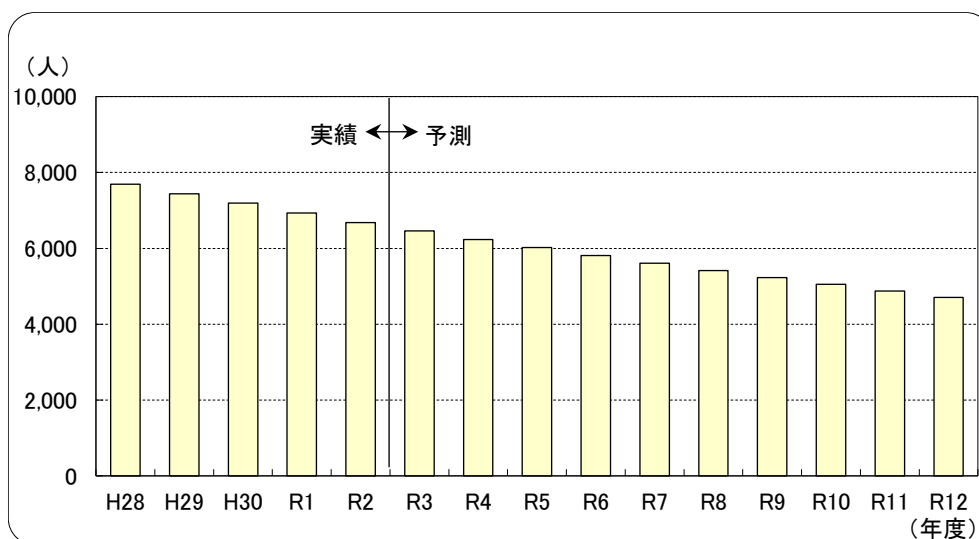


図 3-7-1 計画人口の推移



## 2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

### 1) 予測手法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法を以下に示す。

排出量については、過去5年間の町民1人1日当たりごみ排出量をトレンド式に当てはめ、これに将来の計画人口を乗じて将来のごみ排出量を算出する。

また、処理・処分量については、過去の実績からそれぞれの比率を設定し算出する。

ただし、トレンド式による予測にあたり、実績が少ない場合や実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定する。

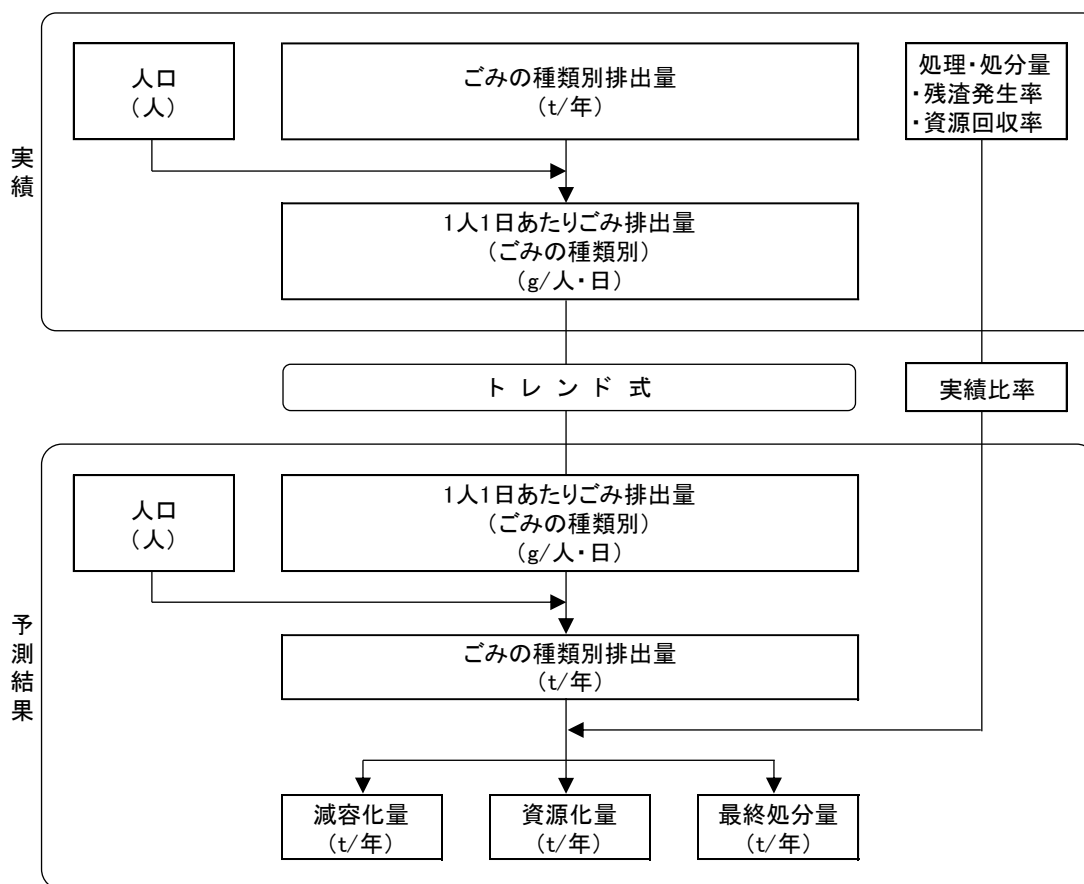


図 3-7-2 予測手法

## 2) ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示す。(p. 資-2「資料2. 排出量及び処理・処分量の予測結果」参照)

### (1) ごみの種類別排出量及び1人1日あたりごみ排出量の予測結果

ごみ総排出量は減少する見込みであり、令和12年度は1,608t/年となる予測結果となっている。

1人1日あたり排出量はほぼ横ばいで推移する見込みであり、935.7g/人・日となる予測結果となっている。

表 3-7-2 ごみ排出量の予測結果

項目	単位	実績		予測	
		H27	R1	R7	R12
人口	人	7,933	6,931	5,613	4,708
ごみ総排出量	t/年	2,518	2,446	1,937	1,608
燃えるごみ	t/年	1,776	1,686	1,362	1,142
燃えないごみ	t/年	307	331	267	224
粗大ごみ	t/年	197	274	221	186
資源ごみ	t/年	238	155	87	56
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	867.2	964.2	945.8	935.7
燃えるごみ	g/人・日	611.7	664.6	664.6	664.6
燃えないごみ	g/人・日	105.7	130.5	130.5	130.5
粗大ごみ	g/人・日	67.8	108.0	108.0	108.0
資源ごみ	g/人・日	82.0	61.1	42.7	32.6

※各年度9月末人口

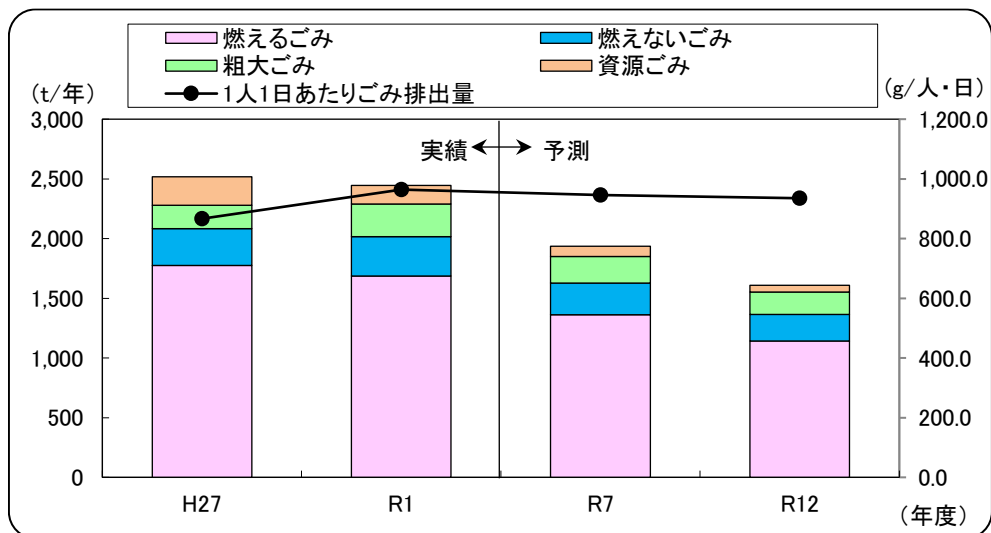


図 3-7-3 ごみ排出量の予測結果

## (2) ごみの処理・処分量の予測結果

### ① 焼却処理量の予測結果

焼却処理量は減少する見込みであり、令和12年度は1,218t/年、減容化率は65.7%となる予測結果となっている。

表 3-7-3 焼却処理量と減容化率の予測結果

区分	実績		予測	
	H27	R1	R7	R12
ごみ総排出量	2,518	2,446	1,937	1,608
焼却処理量	1,895	1,838	1,456	1,218
燃えるごみ	1,776	1,686	1,362	1,142
処理施設からの可燃物	119	152	94	76
排出量	280	221	193	162
焼却灰	280	221	193	162
減容化量	1,615	1,617	1,263	1,057
減容化率	64.1%	66.1%	65.2%	65.7%

※減容化量＝焼却処理量－焼却灰

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

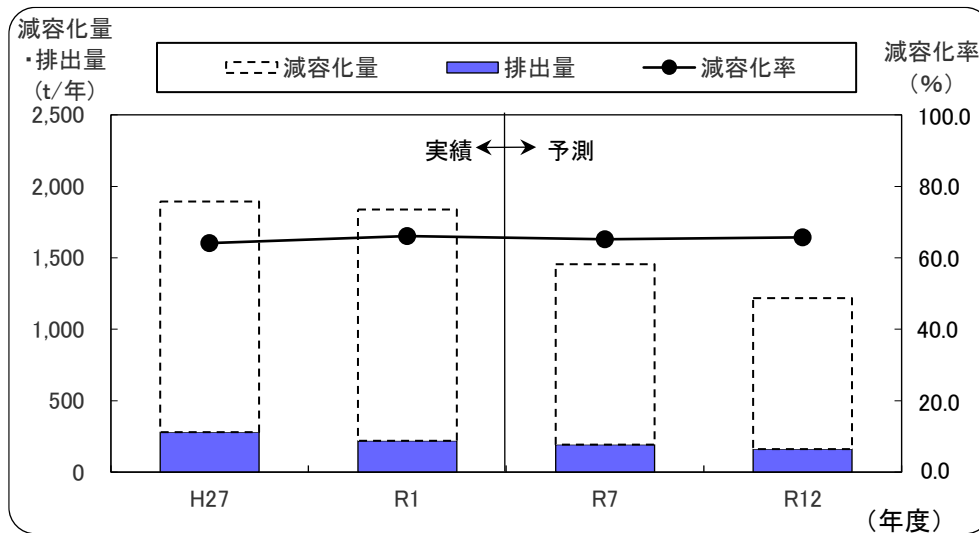


図 3-7-4 焼却処理量と減容化率の予測結果

② 資源化量の予測結果

資源化量は減少する見込みであり、令和12年度は170t/年、資源化率は10.6%となる予測結果となっている。

表 3-7-4 資源化量と資源化率の予測結果

区分	実績		予測	
	H27	R1	R7	R12
ごみ総排出量	2,518	2,446	1,937	1,608
資源化量	375	280	221	170
直接資源化量	140	92	52	33
処理施設からの資源化物	235	188	169	137
資源化率	14.9%	11.4%	11.4%	10.6%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

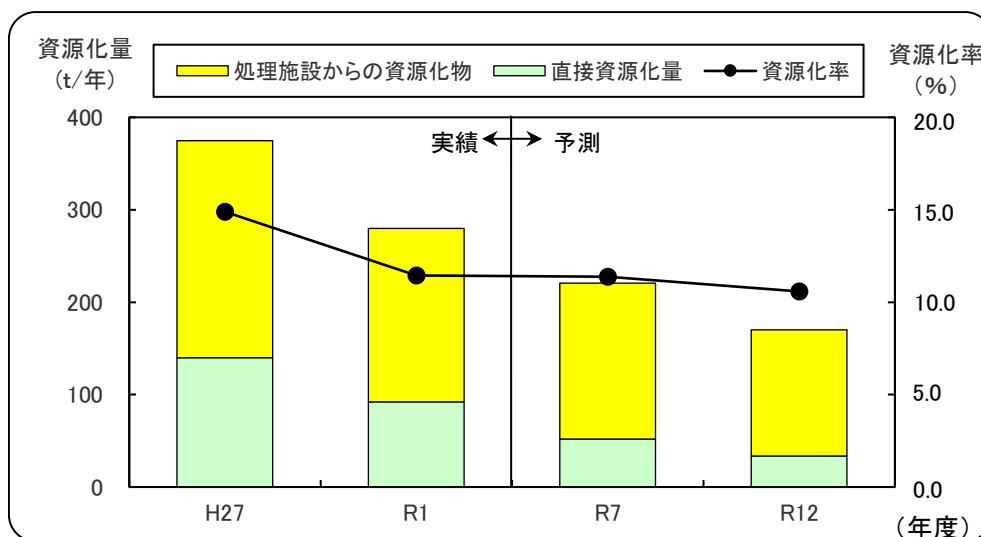


図 3-7-5 資源化量と資源化率の予測結果

③ 最終処分量の予測結果

最終処分量は減少する見込みであり、令和12年度は214t/年、最終処分率は13.3%となる予測結果となっている。

表 3-7-5 最終処分量と最終処分率の予測結果

区分	実績		予測	
	H27	R1	R7	R12
ごみ総排出量	2,518	2,446	1,937	1,608
最終処分量	372	293	256	213
直接最終処分	36	29	27	22
処理施設からの残差	56	43	36	29
焼却灰	280	221	193	162
最終処分率	14.8%	12.0%	13.2%	13.3%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

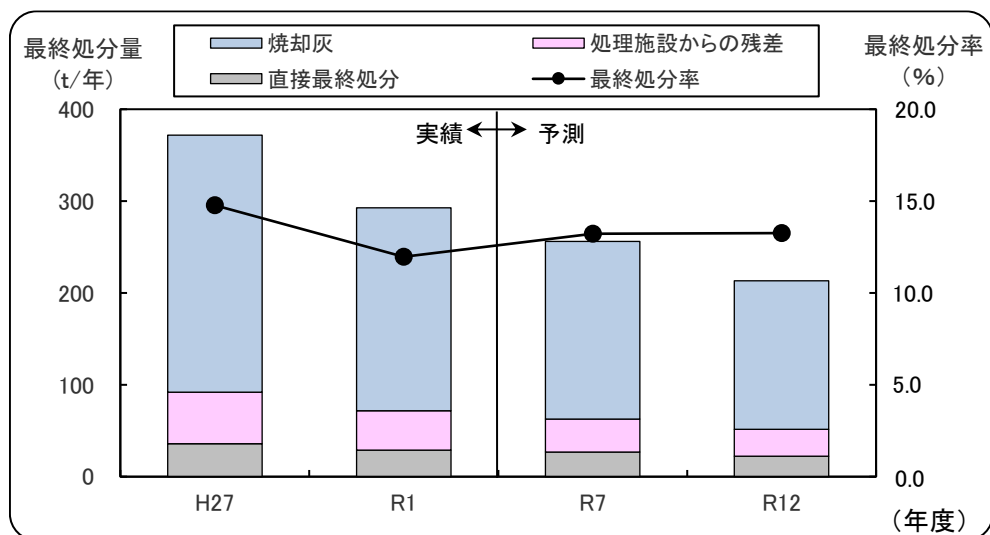


図 3-7-6 最終処分量と最終処分率の予測結果

## 第8節 課題の抽出

本町のごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るまでの現状のシステム、実績及び将来予測等は前述したとおりである。

本計画では、こうした現状を踏まえ、ごみ処理事業における課題を抽出し、その内容や実態を分析したうえで問題の解決策を検討し、方針・目標を策定することとする。

### 1. 排出抑制の課題

本町では廃食用油の回収やその他施策等を実施し、排出抑制及び資源化の推進を図っているが、ごみ総排出量は増加傾向に転じている一方で、資源ごみは減少傾向が続いており、この傾向は今後も継続するものと予想される。

また、直近の1人1日あたりごみ排出量は増加傾向にあり、直近の実績傾向が続いた場合は人口減少によりごみ総排出量は減少するものの、1人1日あたり排出量は横ばいで推移することとなる。

以上の現状を勘案すると、住民へのさらなる啓発やPRを行っていくとともに、新たな施策を検討・実施していく必要がある。

### 2. 収集・運搬の課題

本町ではステーション方式からのきさき収集に変更しており、さらに、ごみ出しが困難な高齢者等を対象として戸別収集や粗大ごみのやすらぎ収集（リクエスト収集）を行っている。

今後も分別排出に関する啓発を引き続き実施するとともに、必要に応じて超高齢社会等の社会情勢を踏まえた収集・運搬体制の見直しを検討し、システムの効率化やサービスの向上を図っていく必要がある。

### 3. 中間処理の課題

本町の資源化率は奈良県及び全国平均より低く、「ごみ処理システムの評価」においても本町の「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」は類似市町村をやや下回っている。

この要因のひとつとして、民間事業者による個別回収量の増加による影響があると考えられることから、その状況を把握し実態を分析したうえで、資源化率の向上に向けた施策を検討していく必要がある。

また、燃えるごみの処理委託を継続するうえで、その焼却量を減らしていくことは必要不可欠となるため、焼却処理量は減少する予測となっているが、今後もさらなる分別徹底と排出抑制によりごみ排出量の減少に努め、中間処理施設への負担の軽減を図っていく必要がある。

### 4. 最終処分の課題

本町の最終処分量は減少しながら推移しており、この傾向は今後も続いていくものと考えられるが、「ごみ処理システムの評価」における本町の「廃棄物のうち最終処分される割合」は類似市町村をやや下回っている。今後も、ごみ排出量の減量化を推進することで最終処分量の削減を図ることにより、最終処分場への負担を軽減していく必要がある。

# 第4章 ごみ処理基本計画

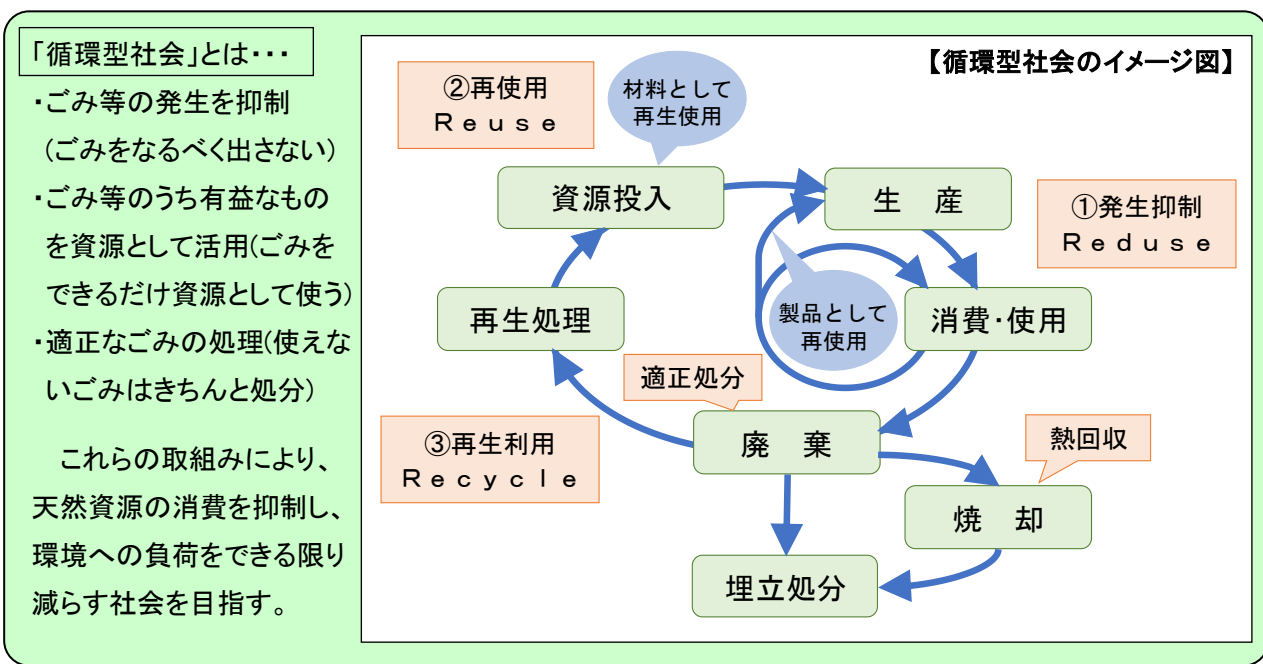
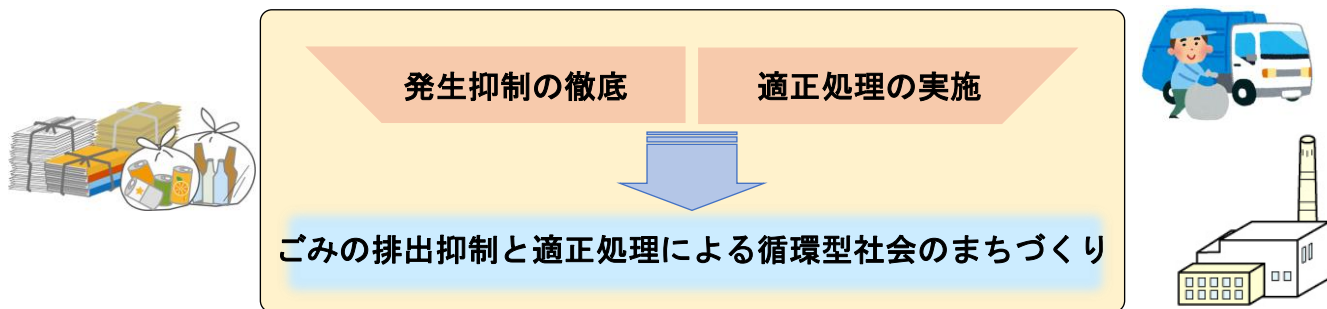
## 第1節 計画策定の基本的な方針

### 1. 基本理念

ごみの排出を抑制し、また発生したごみを適正に処理していくことは、現在及び将来の町民の良好な生活環境の保全・公衆衛生の向上には欠かせないものであり、「吉野町まちづくり基本条例」の基本理念や基本原則で掲げる自然環境を次世代に引き継ぐことや環境との共生を図ることにも寄与するものである。

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本町が抱える地域的側面を勘案しつつ、高齢化に伴うごみ出し支援等の仕組みの構築やごみ処理体制の整備等に配慮しながら、ごみの排出抑制と適正処理を行い、町民・事業者・行政の三者が連携・協働することにより、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会のまちづくりを推進していく。



## 2. 基本方針

本町の現状及び深刻化する少子高齢化や人口減少が今後のごみ処理行政について大きく影響を及ぼすことを勘案し、行政として町民、事業者の自主的な活動の促進を実現するための施策に関する情報発信と取組を推進し、三者協働の体制を構築するとともに、3Rについて意識の高揚につながる啓発を行い、ごみの減量化・資源化を促進していく。

本計画の基本理念を達成するための基本方針を次のとおり定める。

### 基本方針1 排出抑制及び再使用を優先した3Rの推進

循環型社会の形成に向けて、3Rの中でも排出抑制、再使用の取組みが最優先課題として挙げられていることから、日常生活や事業活動など社会経済のあらゆる場面で、排出抑制・再使用の取組みを優先的に組み込みながら、3Rを推進する。

ごみを出さない暮らしのために、「3R」の取組み推進により環境負荷を低減する。

#### 「3R」とは・・・

さらなる循環型社会を目指すために必要な Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称で、優先順位は Reduce(リデュース)が最も高く、Reduce(リデュース) > Reuse(リユース) > Recycle(リサイクル)の順となる。

Reduce(リデュース)	Reuse(リユース)	Recycle(リサイクル)
<p><b>【発生抑制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出るごみを減らす</li> <li>・使い切ってごみにしない</li> </ul> 	<p><b>【再使用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使えるものは繰り返し使う</li> <li>・ものを大切にするライフスタイル</li> </ul> 	<p><b>【再生利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別して資源として使う</li> <li>・資源として再利用する</li> </ul> 



未来につながる循環型のまちづくり



## 基本方針2 分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進

広報誌、インターネット、出前講座、環境学習、町開催イベントなどを通して、分かりやすい情報の発信やデータの公開に努め、意識啓発や町民及び事業者の協力を得るための呼びかけや仕組みづくりの整備を行い、地域と連携した協働の仕組みを構築する。

ごみの排出抑制と適正処理を推進するため、町民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められる。そのためには、町民や事業者の意見を幅広く把握する機会を拡大するなど、行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と町民及び事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を整理、情報を共有できるよう周知していく。

情報提供は、分別ルールだけでなく、ごみの減量化や資源化に関するデータなどごみ処理に関する各種情報の公開や啓発の強化を推進していくため、提供手段の充実を図る。

また、子どもを対象とした環境学習の充実や適正処理の推進に関する意識啓発、町民及び事業者の協力を得るための呼びかけや仕組みづくりの整備を行う。

### ■基本理念達成のための三者の役割



### 基本方針3 適正処理の推進（安心できるごみ処理体制の確保）

ごみ処理は、住民生活に深く関わりを持ち、環境衛生上欠くことのできない事業であり、発生したごみについては、住民の安全・安心を確保したうえで、環境にも配慮しつつ、安定的に収集・処理を行う必要がある。

このため、町では、さらなる広域化・共同処理に参画することも視野に入れ、安心、安全にごみ処理を実施できる体制・施設の整備や町民サービスの充実など、安心できるごみ処理体制の確保を図る。

超高齢化社会が想定されている中、本町ではやすらぎ収集（リクエスト収集）や戸別収集を実施しているが、町民に対するごみ出し支援体制の整備について、関係機関との連携や地域における共助の仕組みづくりの検討を進め、町民サービスの充実を図る。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、以下の収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画等に基づき、より適正な収集・運搬及び処理・処分を目指す。

#### 1) 収集・運搬計画

(1) ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における町民との接点であり、ごみの分別区分や排出方法は、町民生活に及ぼす影響が大きい。従って、ごみの分別区分や分別区分ごとの収集方法、回数、形態等を適切に設定するとともに、地勢及び人口分布も踏まえた適切かつ効率的な収集・運搬体制を確保する。加えて収集後の資源化、適正処理の効率化に対応できる収集・運搬体制を構築する。

なお、現行の収集体制を当面継続するが、新たな分別区分に移行するべく検討を進めるとともに、引き続き分別の徹底を町民に周知し、さらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていく。

(2) 将来的に処理委託する場合のごみ処理施設への運搬にあたっては、中継施設を整備して大型車への積み替えができるよう検討するとともに、これに伴って必要に応じて収集・運搬体制の見直しを検討し、システムの効率化やサービスの向上を図っていく。

#### 2) 中間処理計画

(1) 中間処理は、収集されたごみを減容化・資源化し、最終処分における負荷を軽減するために行われ、循環型システムの構築において重要な過程であり、本町では、町単独処理への移行を見据え、次の中間処理を目指す。

①ごみの減量化・リサイクルの推進や分別区分の変更等を勘案し、中間処理の対象とするごみの量を検討・予測したうえで、リサイクルの推進や最終処分量の削減等の観点から、最適な処理方法を選択する。

②発生したごみを安全かつ安定的に処理することはもとより、災害対応やごみ処理の広域化も視野に入れた施設の更新・改良・整備等を進める。

③家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等の各種リサイクル法の対象品目については、各種リサイクル法に基づく処理を推進する。

(2) 現在、燃えるごみについては、処理委託により橿原市にあるクリーンセンターかしはらに搬入しているが、現在の処理委託期間以降は、他の自治体や組合等への処理委託ができるよう交渉することとし、将来的なごみ処理の広域化や自治体間の連携等、その処理方針が具現化するまでの暫定的な措置として民間処理業者に処理を委託するため、それに必要な中継施設の整備を検討する。

(3) 現在、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみは吉野三町村クリーンセンター（粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター）で処理を行っており、さくら広域環境衛生組合の新施設稼働後は本町単独での処理となるため、本町のごみ処理方針に応じた既存施設、設備の活用の有無等、吉野三町村クリーンセンター跡地の活用方針、整備計画を早期に策定し、川上村、東吉野村及び吉野広域行政組合、地元関係地区との協議・調整を開始していく。

### 3) 最終処分計画

(1) 処理委託しているごみ処理施設における焼却処理により発生する焼却灰、吉野三町村クリーンセンターにおける粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターから排出される不燃物は、最終処分場（吉野広域行政組合）で埋立処分を行っており、今後も引き続き使用していくことを基本とするが、さくら広域環境衛生組合の新施設稼働後の最終処分場の活用方法については、川上村、東吉野村及び吉野広域行政組合、地元関係地区と協議するものとする。

(2) 最終処分場は循環型システム構築の基盤となるものであることから、ごみの減量化・リサイクルの推進により、最終処分量を可能な限り削減し、現最終処分場の延命化に寄与できるよう、長期的視点に立った、安定的・継続的な最終処分体制の確立を図る。

## 第2節 排出量及び処理・処分量の目標

### 1) 目標設定の概要

本計画においては、国及び奈良県の各種計画目標値の設定根拠を参考とし、独自に目標を設定する。

### 2) 本計画における目標

#### (1) 1人1日あたりごみ排出量

「奈良県廃棄物処理計画」では令和4年度に865g/人・日とすることを、また「循環型社会形成推進基本計画」では令和7年度に約850g/人・日とすることを目標としている。

しかしながら、現状の施策を継続した場合の予測結果では令和12年度において935.7g/人・日となることから、実績傾向を勘案し、本計画では令和12年度において、令和元年度実績から53.0g/人・日削減することを目標とする。

#### (2) 資源化率（リサイクル率）

「奈良県廃棄物処理計画」では令和4年度に23.0%とすることを目標としている。しかしながら、現状の施策を継続した場合の予測結果では令和12年度において10.6%まで低下することとなり、施策の実施により資源化量の増加が見込めるものの、実績傾向を勘案すると25.0%を達成することは困難であると考えられる。

この要因のひとつとして民間事業者による個別回収量の増加による影響があると考えられることから、その状況を把握し実態を分析したうえで、資源化率の向上に向けた施策を検討していくことにより、本計画では令和12年度において14.0%とすることを目標とする。

表 4-2-1 本計画の目標設定

項目		令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)	増減量
数値目標	(1) 1人1日あたりごみ 排出量 (g/人・日)	964.2	935.4	911.2	▲53.0
	燃えるごみ (g/人・日)	664.6	643.0	624.6	▲40.0
	燃えないごみ (g/人・日)	130.5	123.9	118.5	▲12.0
	粗大ごみ (g/人・日)	108.0	101.4	96.0	▲12.0
	資源ごみ (g/人・日)	61.1	67.1	72.1	+11.0
(2) 資源化率 (%)	11.4	13.4	14.0	+2.6	
参考	(3) ごみ総排出量 (t/年)	2,446	1,916	1,566	▲880
	(4) 焼却処理量 (t/年)	1,838	1,415	1,154	▲684
	(5) 最終処分量 (t/年)	293	252	206	▲87

### 3) ごみ排出量及び処理・処分量の目標

ごみ排出量及び処理・処分量の目標を以下に示す。(p. 資-8「資料3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標」参照)

#### (1) ごみの種類別排出量及び1人1日あたりごみ排出量の目標

1人1日あたりごみ排出量は、ごみの減量を徹底することにより、令和7年度に935.4g/人・日、令和12年度に911.2g/人・日以下にすることを目標とする。また、ごみ総排出量は、令和7年度に1,916t/年、令和12年度に1,566t/年以下にすることを目標とする。

表 4-2-2 ごみ総排出量の目標

項目	単位	実績		目標		増減量
		H27	R1	R7	R12	
人口	人	7,933	6,931	5,613	4,708	—
ごみ総排出量	t/年	2,518	2,446	1,916	1,566	▲ 880
燃えるごみ	t/年	1,776	1,686	1,317	1,073	▲ 613
燃えないごみ	t/年	307	331	254	204	▲ 127
粗大ごみ	t/年	197	274	208	165	▲ 109
資源ごみ	t/年	238	155	137	124	▲ 31
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	867.2	964.2	935.4	911.2	▲ 53.0
燃えるごみ	g/人・日	611.7	664.6	643.0	624.6	▲ 40.0
燃えないごみ	g/人・日	105.7	130.5	123.9	118.5	▲ 12.0
粗大ごみ	g/人・日	67.8	108.0	101.4	96.0	▲ 12.0
資源ごみ	g/人・日	82.0	61.1	67.1	72.1	▲ 11.0

※各年度9月末人口

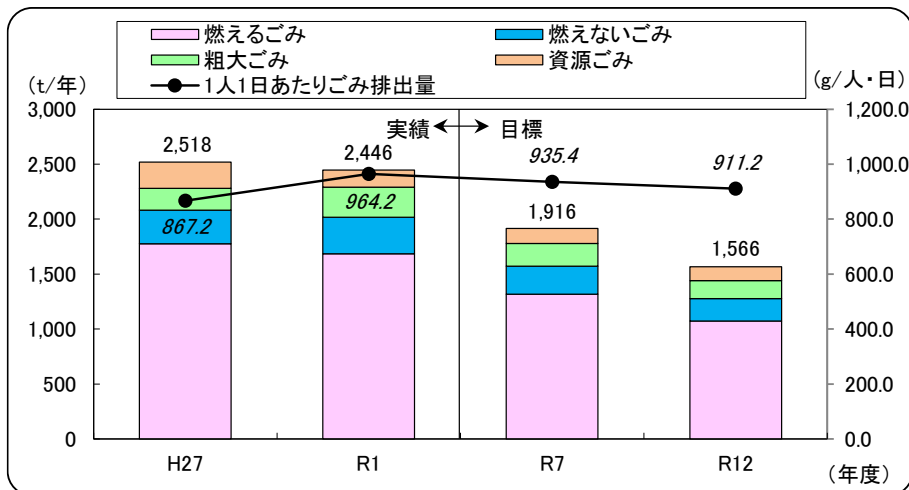


図 4-2-1 ごみ総排出量の目標

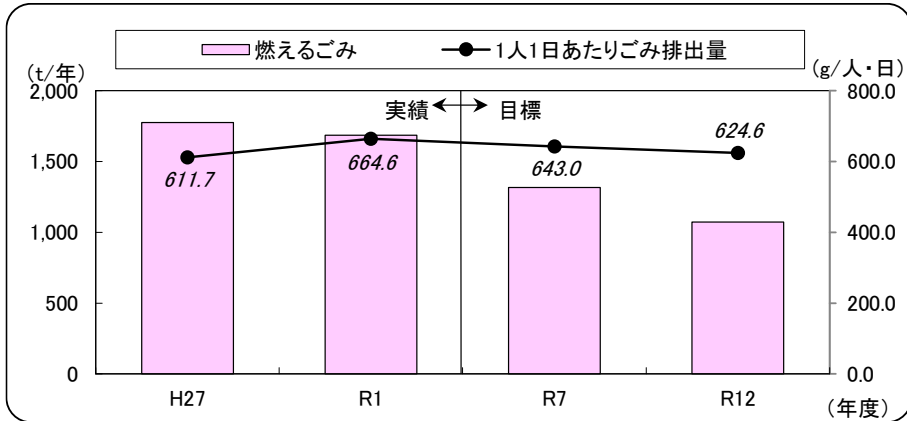
1人1日あたり  
ごみ総排出量  
53g 減の目安

空の 2L ペットボトル 1 本



マイボトルを利用し、使い捨て容器を削減しましょう！

① 燃えるごみの目標



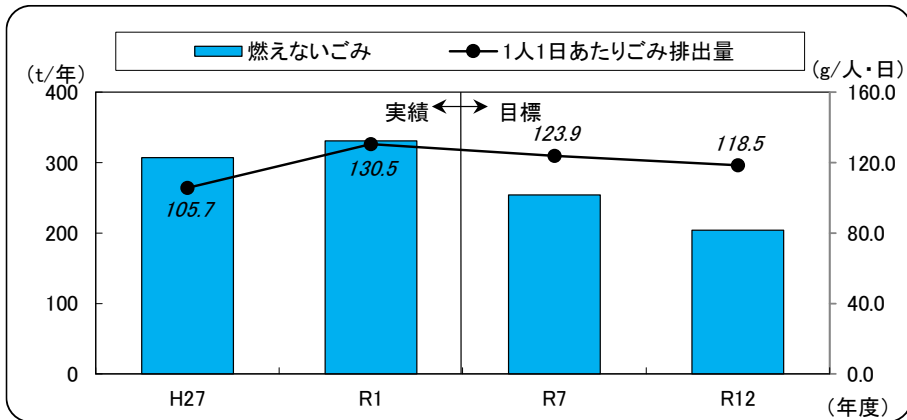
燃えるごみ  
40g 減の目安

食パン 1 枚



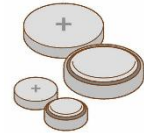
食べ残しをしないことや、生ごみの水切りなどでも、燃えるごみを減らせます！

② 燃えないごみの目標



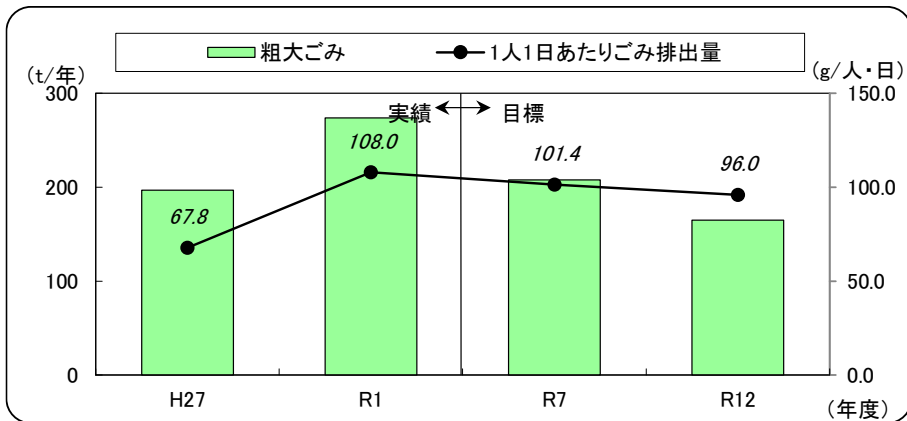
燃えないごみ  
12g 減の目安

ボタン電池 6 個



資源の分別徹底により、最終処分量を削減できます！

③ 粗大ごみの目標



粗大ごみ  
12g 減の目安

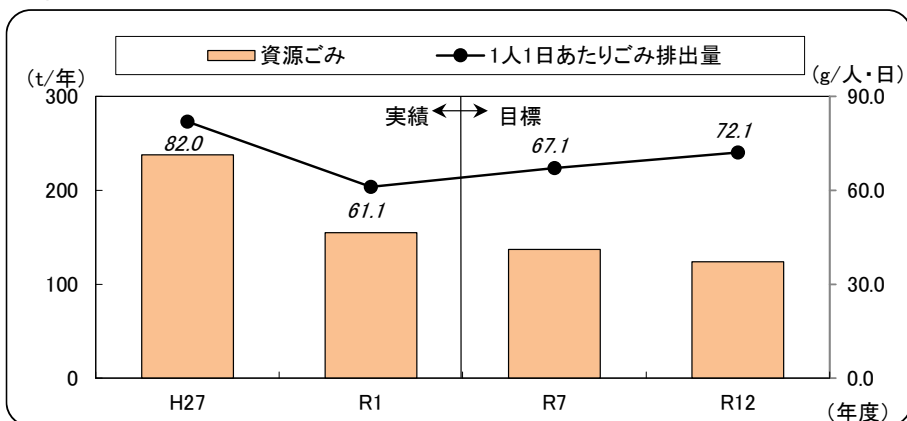
本棚(小)1 個



不要になった家具や家電製品であっても、もう一度「3R」を考えましょう！

※1人1日あたり12gを換算し1世帯あたり年間約9kgとして示す

④ 資源ごみの目標



資源ごみ  
11g 増の目安

アルミ缶(小)1 本



分別の徹底等により、資源回収量を増やします！

## (2) ごみの処理・処分量の目標

### ① 焼却処理量の目標（参考）

焼却処理量は、燃えるごみの減量や分別の徹底により、令和 7 年度に 1,415t/年、令和 12 年度に 1,154t/年以下にすることを目標とする。

表 4-2-3 焼却処理量と減容化率の目標

区分	実績		目標	
	H27	R1	R7	R12
ごみ総排出量	2,518	2,446	1,916	1,566
焼却処理	1,895	1,838	1,415	1,154
燃えるごみ	1,776	1,686	1,317	1,073
処理施設からの可燃物	119	152	98	81
最終処分量	280	221	188	153
焼却灰	280	221	188	153
減容量	1,615	1,617	1,227	1,001
減容化率	64.1%	66.1%	64.1%	63.9%

※減容量＝焼却処理－最終処分量  
 ※減容化率＝減容量÷ごみ総排出量

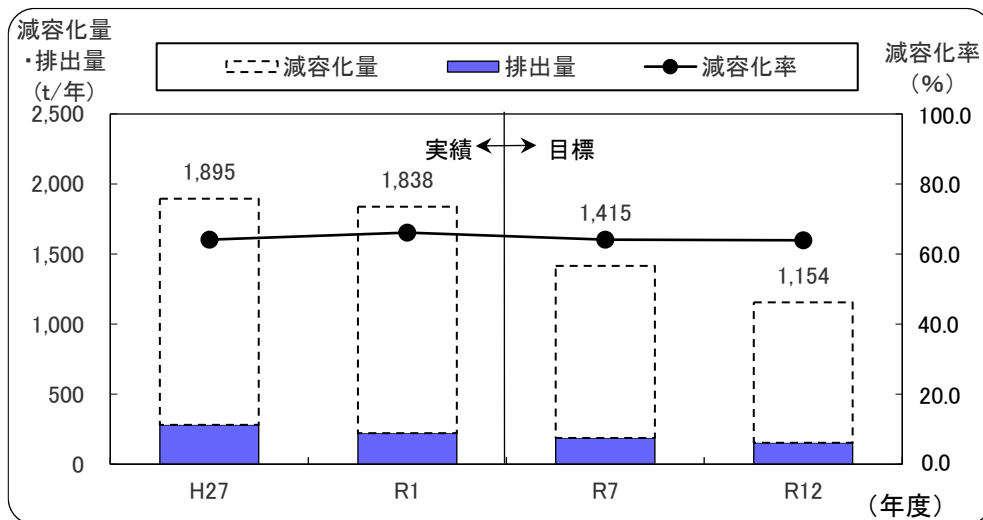
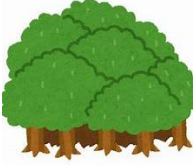


図 4-2-2 焼却処理量と減容化率の目標

焼却処理量: 684t の目安

森 1ha が一年間に吸収する二酸化炭素量の約 80 倍



森林 80ha 分の二酸化炭素量を削減

② 資源化量の目標

資源化率は、ごみの減量及び資源物の分別徹底により、令和 7 年度に 13.4%、令和 12 年度に 14.0%以上にすることを目標とする。

表 4-2-4 資源化量と資源化率の目標

区分	実績		目標	
	H27	R1	R7	R12
ごみ総排出量	2,518	2,446	1,916	1,566
資源化量	375	280	258	219
直接資源化量	140	92	82	74
処理施設からの資源化物	235	188	176	145
資源化率	14.9%	11.4%	13.4%	14.0%

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

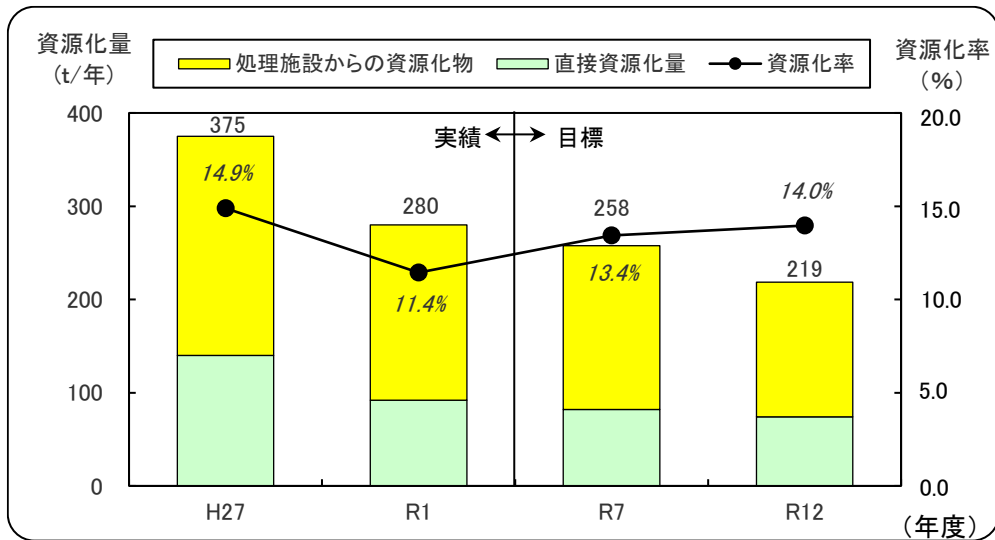


図 4-2-3 資源化量と資源化率の目標



③ 最終処分量の目標（参考）

最終処分量は、ごみの減量及び資源物の分別徹底により、令和 7 年度に 252t/年、令和 12 年度に 206t/年以下にすることを目標とする。

表 4-2-5 最終処分量と最終処分率の目標

区分	実績		目標	
	H27	R1	R7	R12
ごみ総排出量	2,518	2,446	1,916	1,566
最終処分量	372	293	252	206
直接最終処分	36	29	27	22
処理施設からの残差	56	43	37	31
焼却灰	280	221	188	154
最終処分率	14.8%	12.0%	13.2%	13.2%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

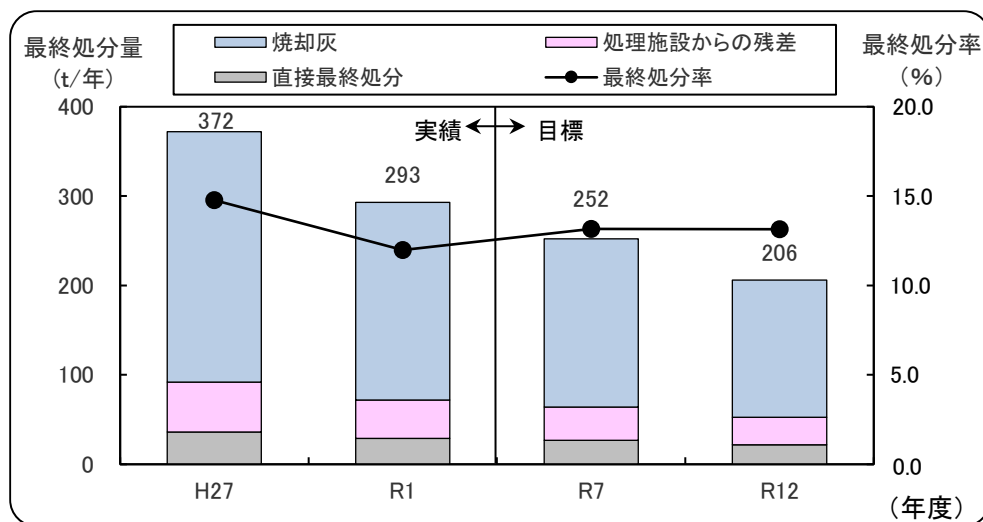



図 4-2-4 最終処分量と最終処分率の目標

**【最終処分量:87t の目安】**

浴槽(200L)435 杯分



浴槽 435 杯分の最終処分量を削減

### 第3節 目標達成に向けた施策・事業の体系

本町が掲げるごみ処理基本計画の基本理念及び基本方針の実現に向けて取り組みを行うことにより、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進していくことを目指して、次に掲げる5項目を「施策の方向」として各事業を実施する。

施策の方向	事業内容	
(1)発生抑制の推進 ～Reduce～	マイバッグ・マイボトル運動等の展開	…強化
	詰め替え商品の普及と購入促進の啓発	…強化
	生ごみ減量化の推進(3キリ運動:「使い」キリ・「食べ」キリ・「水」キリ)※	…強化
	生ごみ処理機(家庭用・業務用)設置奨励金制度の実施	…新規
(2)再使用の推進 ～Reuse～	ものを大切にするライフスタイルへの転換と定着	…強化
	家庭の不要品を再利用できるフリーマーケットや町・民間団体が提供する不要品交換情報等の活用とその支援	…新規
	リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収への協力	…強化
(3)資源化の推進 ～Recycle～	古紙類(雑紙)の回収取り組みの促進※	…継続
	衣類・布類の回収取り組みの実施	…新規
	プラスチック製容器包装の回収取り組みの促進(店頭回収の促進)	…強化
	廃食用油の回収事業の推進※	…強化
	使用済小型家電の分別回収の実施	…新規
(4)分かりやすい 情報発信・啓発・ 環境教育等の推進	広報誌・インターネット等を通じた施策の説明・情報の提供等の強化	…強化
	分別意識の定着を図るために必要な各種データの公開	…強化
	正しい分別方法に係る啓発の強化※	…強化
	分別・減量・資源化に関する出前講座の実施※	…継続
	小学生や園児を対象とした環境学習の取り組みの継続的な支援※	…継続
	町開催イベント(町民集会・文化祭・美化運動等)における分別・リサイクル等に関する展示・実演の実施	…強化
	町民及び事業者への協力の呼びかけ	…強化
(5)適正処理の推進 (安心できるごみ 処理体制の確保)	高齢者・障がい者等ごみの分別・排出困難者に対するごみ出し支援策の検討※	…継続
	ごみの内容物調査による実態把握※	…継続
	収集・運搬における環境負荷の少ないバイオ燃料の利用等の推進	…新規
	町民参加による一斉清掃活動の実施(環境衛生デー・吉野川清掃美化運動)※	…継続
	観光者等への「ごみ持ち帰り運動」の推進	…強化
不法投棄廃棄物への対策の実施※	…強化	

※:現在取り組みを実施している事業

## 第4節 目標達成に向けた事業の概要

### 1. 発生抑制の推進 ～Reduce～



#### 1) マイバッグ・マイボトル運動等の展開

ごみのもととなる使い捨てのレジ袋を買わない、過剰包装を断ることの啓発のため、マイバッグ持参運動や簡易包装のさらなる推進を業者と連携を図りながら推進する。また、マイボトルを積極的に利用すること等により、使い捨て商品の使用を減らす。

#### 2) 詰め替え商品の普及と購入促進の啓発

使い捨て商品の使用を抑制し、詰め替え商品の普及と購入を促進することにより、できるだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを推進するとともに、日用品の再生品利用を促進する。

#### 3) 生ごみ減量化の推進（3キリ運動：「使い」キリ・「食べ」キリ・「水」キリ）

大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らすことで、環境面だけでなく家計面にとってもプラスになるような取り組みを、町民、事業者それぞれが率先して進める。

行政はその取り組みを推進するために、町民、事業者への情報提供の充実を図るとともに、学校での食育を実施し、食品ロス削減意識の向上に努める。

また、生ごみを排出する時の水切りの徹底を普及啓発する。

#### 4) 生ごみ処理機（家庭用・業務用）設置奨励金制度の実施

生ごみの減量・たい肥として資源化を図るため、生ごみ処理機や生ごみたい肥化容器の購入に対して補助を行う奨励金制度について調査・研究を行い、実施に向けて検討していく。

### 2. 再使用の推進 ～Reuse～



#### 1) ものを大切にするライフスタイルへの転換と定着

3Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」に向けて町民、事業者、行政間の相互理解と認識を深めるとともに、その優先順位（Reduce→Reuse→Recycle）を理解し、ひとりひとりがライフスタイルの見直しを行うことにより、ものを大切にするを通して減量化・再資源化を推進する。

#### 2) 家庭の不要品を再利用できるフリーマーケットや町・民間団体が提供する不要品交換情報等の活用とその支援

リユース市場の規模が近年拡大しており、全国的には不用品をごみにせず有効利用する意識が高くなってきていることを踏まえ、フリーマーケットの場の提供や不用品交換に関する情報の活用とその支援を行い、町民のさらなる意識高揚を図る。

### 3) リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収への協力

ごみの分別を徹底し、資源化を推進するうえで、リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収へ協力し、資源回収を促進する。



## 3. 資源化の推進 ～Recycle～

### 1) 古紙類（雑紙）の回収取り組みの促進

現在、燃えるごみとして排出されている雑紙について、分別回収の取組を促進するために必要かつ効果的な啓発及び広報を行う。

### 2) 衣類・布類の回収取り組みの実施

現在、家庭で不要になった衣類・布類は燃えるごみとして排出されているが、新たに資源として分別回収する取り組みを実施する。

### 3) プラスチック製容器包装の回収取り組みの促進（店頭回収の促進）

現在、燃えるごみとして排出されているプラスチック製容器包装について、店頭回収の促進をはじめ、分別回収の取組を促進するために必要かつ効果的な啓発及び広報を行う。

### 4) 廃食用油の回収事業の推進

廃食用油回収の普及を行うとともに、旅館、飲食店を対象に回収場所の拡充を図り、さらに資源化を推進する。また、回収後の資源化の方法について調査・研究を行い、さらなる有効利用を図る。

### 5) 使用済小型家電の分別回収の実施

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電リサイクル制度導入について調査・研究を行い、新たなリサイクルの仕組みづくりを行う。また、それに伴う広報の強化、さらに事業者と連携した取組の検討を行う。

## 4. 分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進



### 1) 広報誌・インターネット等を通じた施策の説明・情報の提供等の強化

「ごみ処理の責務の明確化」及び「ごみ減量・資源化に関する町民の自主的な取り組み」を促すため、情報提供や啓発活動の充実を図る。そのため、分別ルールだけでなく、町全体のごみ処理に関する情報等についても、広報誌やホームページのほか、あらゆる媒体を活用して積極的に情報提供を行う。

### 2) 分別意識の定着を図るために必要な各種データの公開

「ごみの分別や減量化・資源化に関する各種データ」及び「ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報」を町のホームページ等で公開、発信することにより、町民や事

業者の分別意識の定着と循環型社会構築の意識の醸成を図るとともに、その内容や方法について随時検討を行い、より効果的な内容に更新していく。

### 3) 正しい分別方法に係る啓発の強化

ごみの分別やリサイクルに関する事等、町民からの疑問にすばやく対応するための体制を整備するとともに、情報提供の充実や新たな資源物回収場所の設置、民間事業者との連携による排出機会の拡大等、町民に対する支援の充実を図ることにより効果的な啓発を検討し実施していく。

### 4) 分別・減量・資源化に関する出前講座の実施

ごみの分別・減量・資源化に関して、住民の疑問解消や意識啓発を促進するため、必要に応じて担当者が訪問し個別に講座を開催する。今後も出前講座の啓発と積極的な利用促進を継続していく。

### 5) 小学生や園児を対象とした環境学習の取り組みの継続的な支援

将来を担う子どもたちの環境意識を高めるため、小学校4年生を対象に実施している環境教育やこども園の年長園児を対象に実施している遊びを交えた分別体験等の充実を図るとともに、継続的な支援を実施していく。

### 6) 町開催イベント（町民集会・文化祭・美化運動等）における分別・リサイクル等に関する展示・実演の実施

町民のごみ減量とリサイクルに関する関心を高め、具体的な行動への誘導を図るための働きかけとして、町が開催する啓発イベント（町民集会、文化祭、美化運動等）で分別の種類やその方法の説明、リサイクル商品の展示、再商品化の工程の実演等を行うことを検討する。

また、親子で環境学習に取り組める場等、町民に様々な視点からごみ減量や資源化等の環境に対する理解を深める機会の提供を拡大することを検討する。

### 7) 町民及び事業者への協力の呼びかけ

ごみの減量化・資源化の促進と適正処理を推進するため、町民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められる。そのためには、町民や事業者の意見を幅広く把握する機会を拡大するなど、行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と町民及び事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を整理、情報を共有できるよう周知し、協力を呼び掛けていく。

## 5. 適正処理の推進（安心できるごみ処理体制の確保）

### 1) 高齢者・障がい者等ごみの分別・排出困難者に対するごみ出し支援策の検討

現在の分別区分及び収集頻度を基本とし、今後の社会情勢等の変化に合わせた効果・効率的な収集体制の調査・研究を行うとともに、ごみ出しが困難な高齢者や障がいがある方の世帯に対して行う支援策について調査・研究を行い、関係機関との連携や地域における共助の

仕組みづくりも含め、町民サービスの充実を図る。

## 2) ごみの内容物調査による実態把握

現在実施しているごみの内容物調査を引き続き実施し、今後の施策の検討等に活用できるようなデータの蓄積を継続する。

## 3) 収集・運搬における環境負荷の少ないバイオ燃料の利用等の推進

現在回収している廃食用油の利用方法について調査・研究を行い、環境負荷を減らすことのできる利用の開始に向け検討していく。

## 4) 町民参加による一斉清掃活動の実施（環境衛生デー・吉野川清掃美化運動）

町民参加による環境衛生デーや吉野川清掃美化運動、また、地域住民による公共空間の清掃活動等を通して、不法投棄を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に関する町民意識の向上を図る。

## 5) 観光者等への「ごみ持ち帰り運動」の推進

「吉野町をきれいにする条例」に基づき「ごみの持ち帰り運動」を継続して実施することにより、本町の大切な自然を未来に残すとともに、町民の健康で快適な生活の確保を図る。

## 6) 不法投棄廃棄物への対策の実施

ごみが不法投棄され適正に処分が行われないことにより、自然環境や地域における衛生的で快適な町民生活が損なわれることのないよう、行政と地域との連携強化を図るとともに、通報システムの充実等により廃棄物の適正処理の促進を図る。

このため、町民及び事業者に対して通報等の協力を呼びかけ、地域一体となった対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

また、家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ等」の住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあることから、これらのごみの対応を住民に広く周知する。



## 第5節 将来のごみ処理方法と移行に向けた方針

### 1) 吉野町単独でのごみ処理方法への移行スケジュールについて

吉野町単独でのごみ処理への移行スケジュールは以下の予定となる。

《燃えるごみの処理》

- ・【平成29年4月1日～令和6年3月31日】

吉野広域行政組合から橿原市への処理委託

- ・【令和6年4月1日以降】

吉野町単独で新たな方法による可燃ごみの処理

《燃えるごみ以外のごみ処理》

- ・【さくら広域稼働まで】

3町村（吉野町・川上村・東吉野村）での処理を継続

- ・【さくら広域稼働後】

ごみの種類ごとの処理方法、新たな分別区分など、処理方法案の検討を行い、吉野町単独でのごみ処理を実施

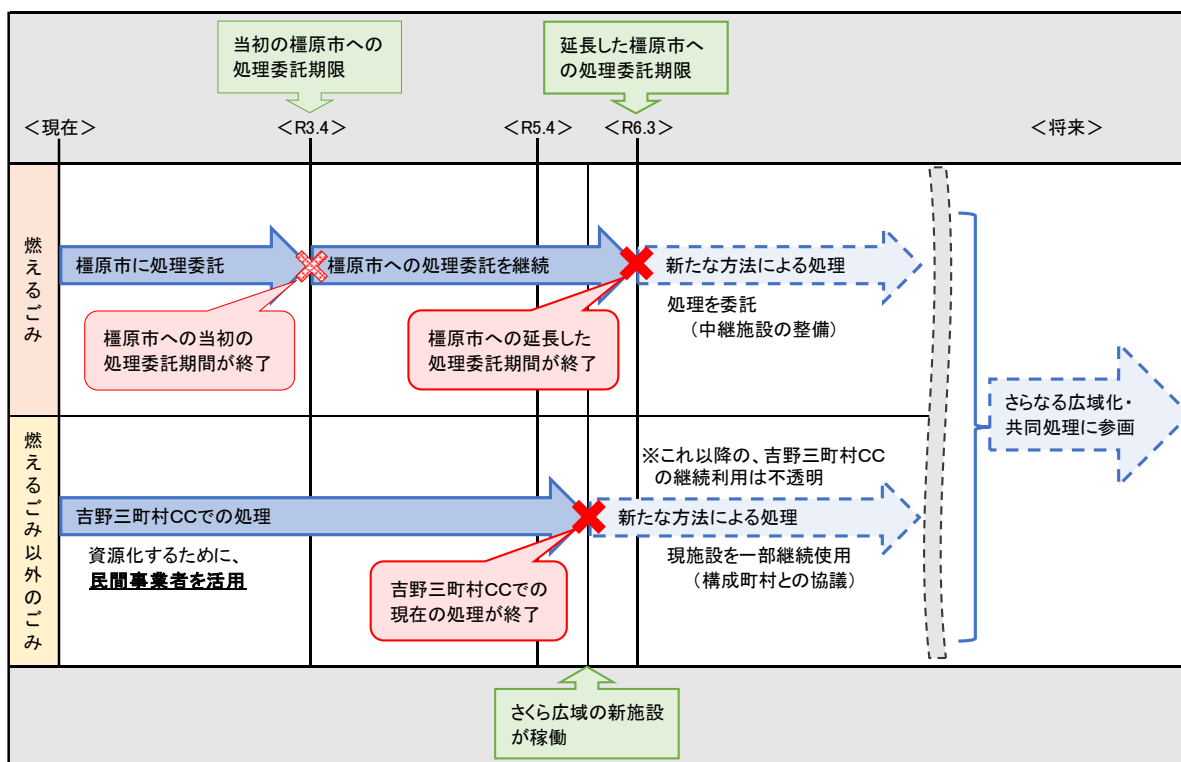


図 4-6-1 将来のごみ処理方法への移行スケジュール

### 2) 燃えるごみの処理方針について

燃えるごみは、現在行っている橿原市への処理委託を継続し、その委託期間経過後においても、他の自治体や組合等への処理委託ができるよう最優先に交渉することとするが、それが出来ない場合には、民間事業者への処理委託の活用を図ることとし、搬出時の輸送効率の向上と地元への配慮のため、中継施設（積替え施設）の設置を検討する。

なお、民間事業者への処理委託については、将来的なごみ処理の広域化や自治体間の連携等、吉野町の方針を具体化することができるまでの暫定的な措置であるため、国・県のごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化等の方針を踏まえ、将来的には近隣市町村との新たな広域化を目指すべく、引き続き、奈良県や関係市町村に対して広域化の働きかけも併せて行っていく。

また、民間事業者への処理委託においては、他の民間廃棄物処理施設等との協定の締結や委託先との長期協定の締結等により、ごみ処理の継続性を担保し持続可能な適正処理の確保を目指す。

### 3) 燃えるごみ以外のごみの処理方針について

燃えるごみ以外のごみは、本町単独処理へ移行した後は、現状の処理方法を一部変更もしくは簡略化したうえで、現施設を活用し処理できるよう検討を進める。

なお、これまで分別を実施していなかった品目についても新たに分別区分を設けることで、さらに安定かつ安全な処理を推進することができることから、個別に検討を進めることとし、今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて随時検討することにより、ごみ処理業務の改善を継続して実施していく。

### 4) 中継施設（積替え施設）設置の検討について

中継施設の設置については、小型・中型収集車でのごみを一旦集約し、大型車に積替えることにより、処理施設への輸送効率が向上し、コストの低減、環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、運搬負荷の均等化等が可能となることから、施設整備の検討を行う。

なお、現吉野三町村クリーンセンター内で中継施設（積替え施設）を整備する場合には、進入路が狭く、大型車両（10トン車等）での通行に支障があるため、道路の改修や拡幅が必要となるほか、ごみ中継施設の建設及び稼働までは、暫定的な積替え場所の確保が必要となる。

### 5) ごみ処理施設の検討について

本町のごみ処理施設は、吉野三町村クリーンセンター跡地で整備することが最も現実的であるが、既存施設により面積・動線に制約が出てくることが想定されるため、既存施設・設備の活用の有無を含めて検討を進めることが重要である。また、吉野広域行政組合（吉野町・川上村・東吉野村）だけでなく、地元連絡協議会とも協議・調整を開始し、地元住民との合意を形成していくことが何より重要となるため、跡地の活用方針や整備計画を早期に決定するとともに、その施設の管理運営方法や体制についても併せて検討を進める。

### 6) 循環型社会の構築に向けて

ごみを減量化し、資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、私たち一人ひとりが、自ら日常生活や事業活動を再点検し、3R【ごみの発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）】の取組みを進め、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動を広く実践していくことが大切となる。

このことから、循環型社会の構築に向けて、町民・事業者・行政が一体となって、「持続可



能な循環型社会のまちづくりの実現」が達成できるよう、ごみ減量化施策について、町民や事業者にわかりやすく情報提供し、協力を呼び掛けていく。

## 7) 住民意見の把握と反映

持続可能なごみ処理の仕組みの構築やごみの減量化・資源化の促進と適正処理を推進するため、住民の意見を幅広く把握する機会を拡大することを検討し、住民の意向を反映したごみ処理行政の実現と、さらなるごみの減量化の達成につなげていく。

## 8) 新たなごみの分別・収集区分

現行の分別・収集体制を当面は継続するが、以下に示す本町単独での新たな分別・収集区分に移行するべく検討を進める。

なお、引き続き分別の徹底を町民に周知するとともに、さらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていく。

表 4-5-1 新たなごみの分別・収集区分

分別	収集頻度	排出方法	対象
燃えるごみ	週 2 回	指定袋	生ごみ類、枝類、落ち葉、プラスチック類、発泡スチロール、DVD・ビデオ、皮製品、衣類、ゴム類・アルミ類
燃えないごみ	月 1 回	指定袋	小型家電製品、ガラス類、陶器・食器類、蛍光灯・電球、刃物類、電池
粗大(大型)ごみ	月 1 回	証紙貼付	タンス、机、ベッド、自転車、ソファ、畳、ふすま、布団
缶(カン)類	月 1 回	指定袋	飲料・お菓子の缶、缶詰、スプレー缶
びん(ビン)	月 1 回	指定袋	飲料・調味料のびん
ペットボトル	月 1 回	指定袋	ペットボトル
古紙・古布	月 1 回	ひも十字結束	新聞、段ボール、雑誌、紙パック、古布
廃食用油	拠点回収	—	廃食用油
小型家電	拠点回収	—	小型家電リサイクル対象品目(28 品目)
有害・危険ごみ	拠点回収	—	蛍光灯・電球、電池等の有害ごみ ガラス類、刃物類等の危険ごみ

※特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い

PCBを含む家電製品や感染性一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、本町では収集・処理を行わない。また、処理困難物については購入店や施工業者等に引き取ってもらうよう、継続して啓発していく。

## 9) 将来のごみ処理方法と処理フロー

吉野町単独でのごみ処理への移行後のごみ処理方法と処理フローは、次により計画することとするが、今後の社会情勢の変化やごみの排出状況等に応じて、計画の変更を検討していく。

表 4-6-1 将来のごみ処理方法

ごみの種類	処理方法
燃えるごみ	≪ 橿原市への処理委託期間内 ≫ 橿原市のごみ焼却処理施設(クリーンセンターかしはら)に処理を委託(持込ごみは吉野三町村クリーンセンターで受け入れた後、橿原市の処理施設へ搬入) ≪ 橿原市への処理委託期間外 ≫ [吉野町の処理方針が具体化するまでの暫定的な措置] 中継施設でごみを積替え、民間処理業者に処理を委託
燃えないごみ	手作業により不燃物・資源物を選別し、残った可燃物を重機等により破碎 (可燃物は焼却、不燃物は埋立、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化)
粗大(大型)ごみ	手作業で分解し分別・選別(可燃物は焼却、不燃物は埋立、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化)(小型家電、有害・危険ごみは別区分で処理)
缶(ビン)類	ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化(分別・圧縮は行わない)
びん(ビン)	ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化(手選別の色分けは行わない)
ペットボトル	圧縮機により圧縮し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
古紙・古布	古紙:ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化 古布:ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
廃食用油	回収ボックス・ペール缶を回収し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化
小型家電	回収ボックスを回収し保管後、処理業者へ処理を委託
有害・危険ごみ	回収ボックスを回収し保管後、処理業者へ処理を委託

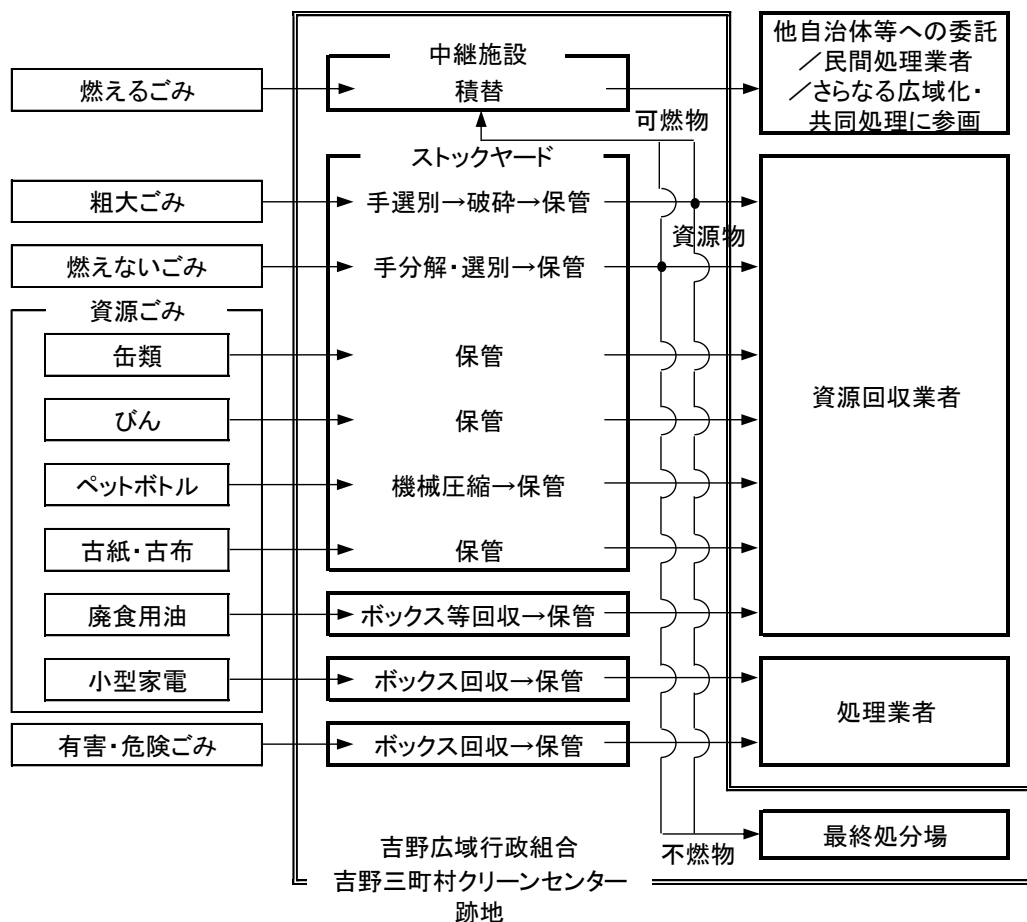


図 4-6-2 将来のごみ処理フロー図

## 第6節 災害廃棄物処理基本方針

### 1) 災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されているため、その処理の責任は市町村にある。今後発生が危惧される大規模地震や水害等により発生した災害廃棄物（避難所ごみを含む）は、住民の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題を防止する観点から、その処理を適正かつ迅速に行われなければならない。災害廃棄物に起因する混乱を最小限にし、1日も早く住民が日常を取り戻すために、応急対応、復旧、復興について必要な事項を整理する必要がある。

### 2) 各種計画を踏まえた吉野町災害廃棄物処理計画の策定等

平時から災害対応拠点としての視点で施設整備を進め、関係機関・団体との連携体制を構築することや、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る必要があることから、本町の実情に応じて、非常災害発生時に備えた吉野町における災害廃棄物処理計画を策定している。

吉野町災害廃棄物処理計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成30年改定）に基づき策定したものであり、奈良県災害廃棄物処理計画及び吉野町地域防災計画と整合をとり、吉野町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示している。さらに奈良県及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の必要となる事項を定め、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指している。

### 3) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発生時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等事業継続計画について、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な職員研修や計画の見直し、他の市町村との連携等による更なる広域的な取組みの検討を行っていく。

## 第7節 計画の進行管理と評価システムの構築

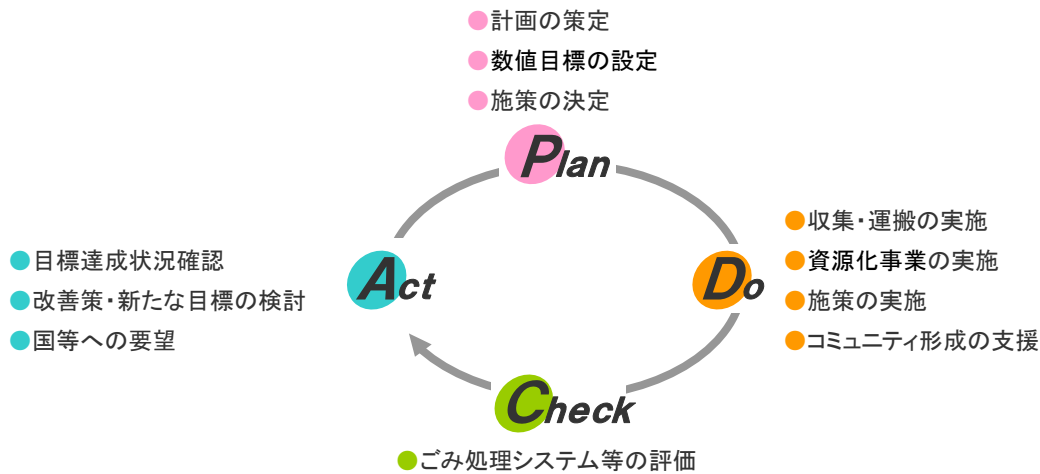
ごみ処理基本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

また、ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となる。

このことから、本計画の進行管理は、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、計画の策定（P l a n）、事業の実施・運用（D o）、実施状況等の点検及び評価（C h e c k）、事業内容の見直し・改善（A c t）の一連のサイクルにより実施し、継続的改善を図る。

さらに、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行う。

また、計画の進行状況等は、関係機関・団体等との情報共有を図り、様々な機会を活用して、広く町民への情報提供に努める。



# 資 料 編

# 1. 将来人口の予測結果

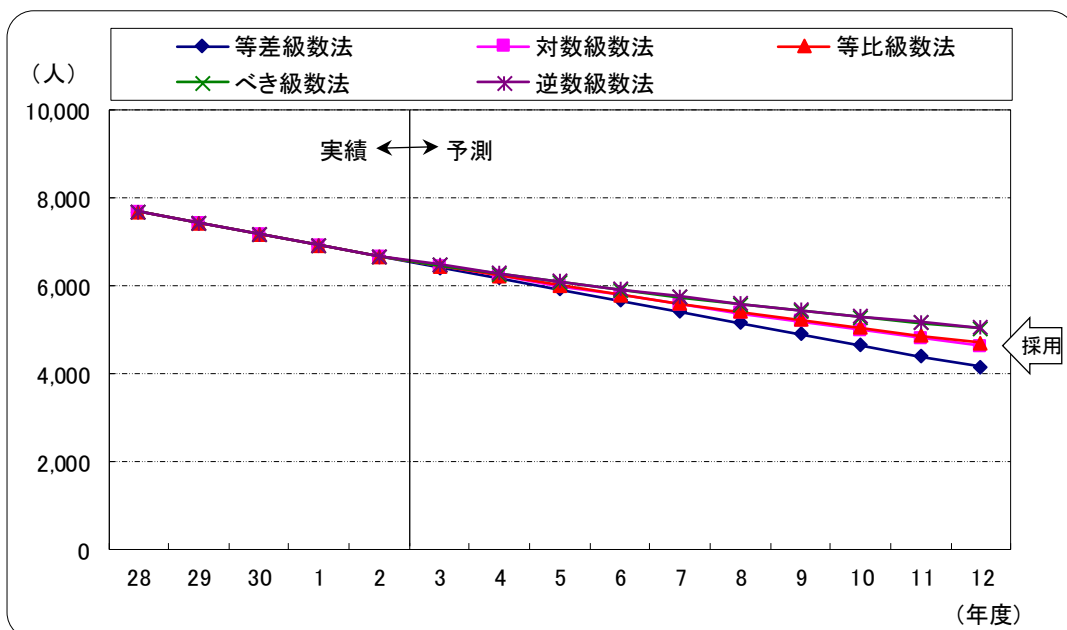
将来人口の予測結果を以下に示す。

資料1 予測結果の採用理由

推計対象	項目	内容
人口 町の総人口	採用実績	平成28年度～令和2年度の実績
	実績推移状況	減少傾向
	採用式・採用値	等比級数法
	採用理由	いずれの推計式も減少傾向を示しているため、中位である等比級数法を採用した。

資料2 将来人口の予測結果

年度	実績 (人)	年度	推計結果(人)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H28	7,691	R3	6,431	6,459	6,460	6,486	6,497
H29	7,437	R4	6,178	6,233	6,237	6,285	6,299
H30	7,194	R5	5,926	6,014	6,022	6,097	6,112
R1	6,931	R6	5,674	5,802	5,814	5,918	5,935
R2	6,683	R7	5,422	5,595	5,613	5,750	5,768
※各年度9月末人口		R8	5,170	5,393	5,419	5,591	5,610
		R9	4,917	5,197	5,232	5,441	5,460
		R10	4,665	5,006	5,051	5,298	5,317
		R11	4,413	4,819	4,877	5,162	5,182
		R12	4,161	4,637	4,708	5,032	5,053
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b \cdot \ln x$	$Y=a \cdot e^{\hat{b}x}$	$Y=a \cdot x^{\hat{b}}$	$Y=a+b/x$
		a=	14753.200000	32868.408090	20601.432828	256770.395963	-242.261816
		b=	-252.200000	-7553.109523	-0.035143	-1.052067	222388.373173
		採否			採用		



## 2. ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

### 1) 1人1日平均排出量

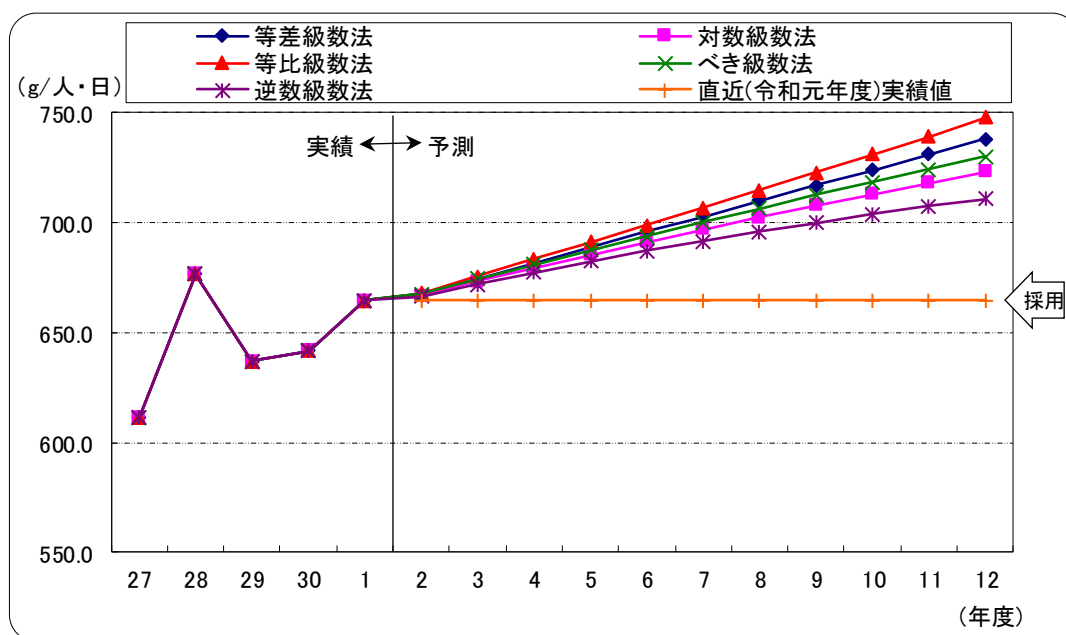
1人1日あたりごみ排出量の予測結果を以下に示す。

資料3 予測結果の採用理由

推計対象	項目	内容	
1人1日あたりごみ排出量	燃えるごみ	採用実績	平成27年度～令和元年度の実績
		実績推移状況	ほぼ横ばい(増減の繰り返し)
		採用式・採用値	直近(令和元年度)実績値
		採用理由	実績はほぼ横ばいで推移しているが、増減を繰り返しており傾向の予測が困難なため、直近(令和元年度)実績値で推移することとした。
	燃えないごみ	採用実績	平成27年度～令和元年度の実績
		実績推移状況	増加傾向
		採用式・採用値	直近(令和元年度)実績値
		採用理由	いずれの推計式も増加傾向を示しているが、あまりに大きく現実的でないため、直近(令和元年度)実績値で推移することとした。
	粗大ごみ	採用実績	平成27年度～令和元年度の実績
		実績推移状況	増加傾向(増減の繰り返し)
		採用式・採用値	直近(令和元年度)実績値
		採用理由	実績は増加傾向で推移しているが、増減を繰り返しており傾向の予測が困難なため、直近(令和元年度)実績値で推移することとした。
	資源ごみ	採用実績	平成27年度～令和元年度の実績
		実績推移状況	現象傾向
		採用式・採用値	べき級数法
		採用理由	いずれの推計式も減少傾向を示しているため、減少率の最も小さいべき級数法を採用した。

資料4 燃えるごみの予測結果

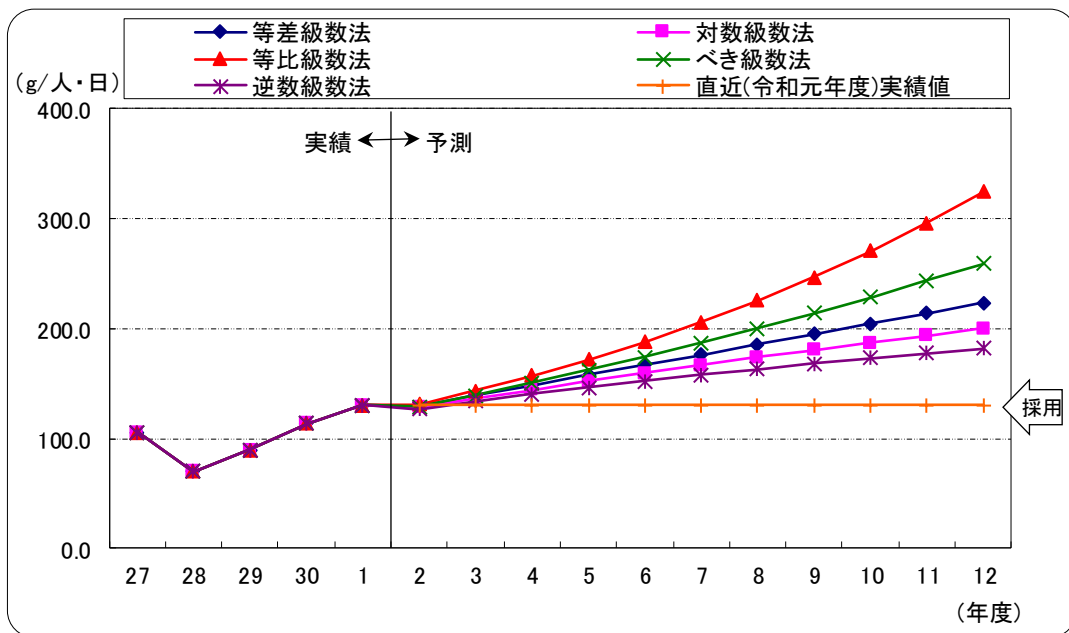
年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H27	611.7	R2	667.5	666.9	668.1	667.5	666.3
H28	676.8	R3	674.6	673.3	675.7	674.3	671.9
H29	636.9	R4	681.7	679.5	683.4	681.0	677.3
H30	641.7	R5	688.8	685.5	691.1	687.5	682.4
R1	664.6	R6	695.8	691.3	698.9	693.9	687.1
		R7	702.9	697.0	706.8	700.2	691.6
		R8	710.0	702.5	714.9	706.4	695.9
		R9	717.0	707.9	722.9	712.5	700.0
		R10	724.1	713.1	731.1	718.4	703.8
		R11	731.2	718.2	739.4	724.3	707.5
		R12	738.2	723.2	747.8	730.1	711.0
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=	441.310000	-49.849666	465.948400	213.052154	854.030247
		b=	7.070000	206.823554	0.011263	0.329512	-6008.686457
		採否					





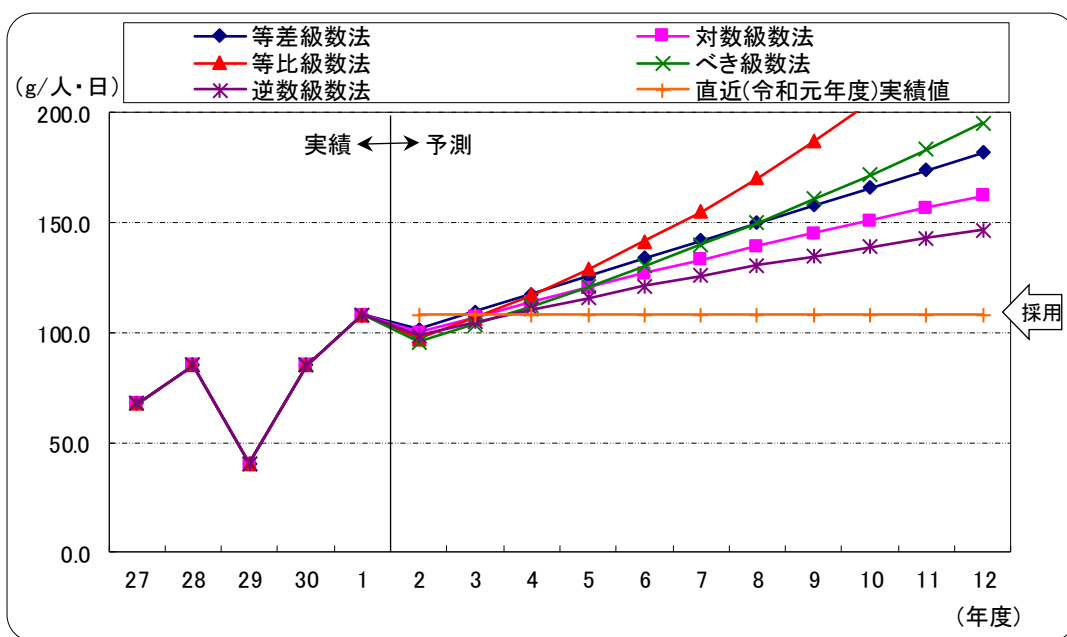
資料5 燃えないごみの予測結果

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H27	105.7	R2	129.9	128.2	130.8	128.8	126.6
H28	69.8	R3	139.2	136.4	143.3	139.4	133.7
H29	89.9	R4	148.5	144.3	156.9	150.5	140.3
H30	113.5	R5	157.9	151.9	171.8	162.1	146.6
R1	130.5	R6	167.2	159.4	188.1	174.3	152.5
		R7	176.5	166.6	206.0	187.0	158.1
		R8	185.9	173.7	225.6	200.3	163.4
		R9	195.2	180.6	247.0	214.2	168.5
		R10	204.5	187.3	270.5	228.6	173.2
		R11	213.8	193.8	296.2	243.6	177.8
		R12	223.2	200.2	324.3	259.1	182.1
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=	-168.690000	-788.599189	7.165491	0.017306	359.785870
		b=	9.330000	264.542953	0.090771	2.572209	-7461.474600
		採否					



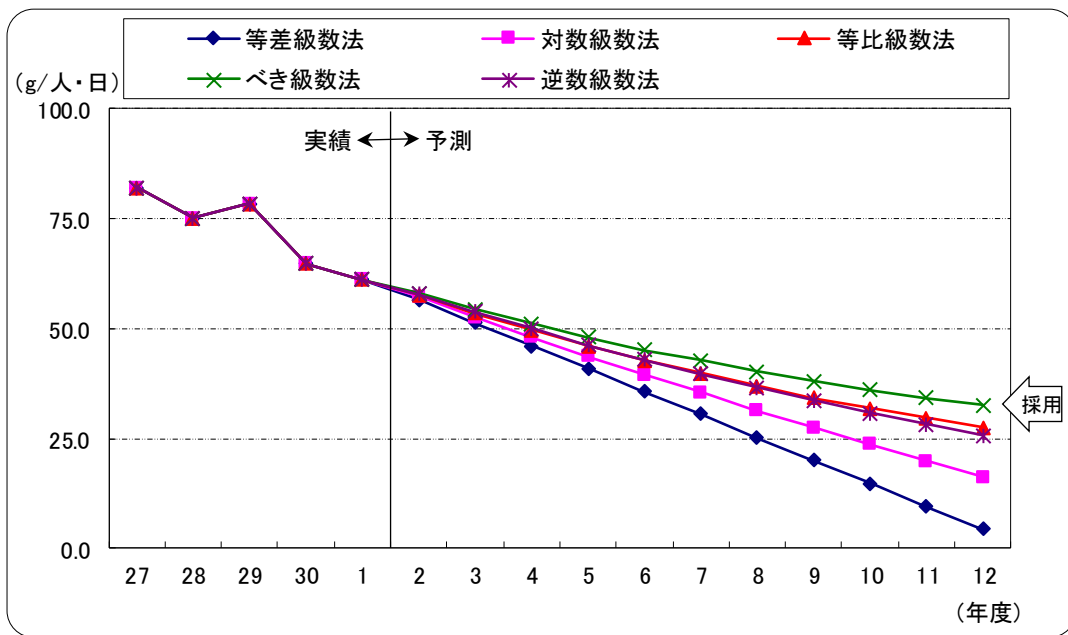
資料6 粗大ごみの予測結果

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
H27	67.8	R2	101.5	100.1	97.3	95.6	98.7
H28	85.1	R3	109.6	107.1	106.8	103.6	104.8
H29	40.5	R4	117.6	113.9	117.3	112.1	110.5
H30	85.3	R5	125.7	120.6	128.8	120.9	115.9
R1	108.0	R6	133.8	127.0	141.4	130.2	121.1
		R7	141.8	133.2	155.2	140.0	125.9
		R8	149.9	139.3	170.4	150.1	130.5
		R9	157.9	145.3	187.1	160.7	134.8
		R10	166.0	151.1	205.4	171.8	138.9
		R11	174.1	156.7	225.5	183.3	142.9
		R12	182.1	162.2	247.5	195.3	146.6
		式	$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=	-156.400000	-691.401353	4.908122	0.010594	299.976164
		b=	8.060000	228.377160	0.093349	2.627805	-6441.086768
		採否					



資料7 資源ごみの予測結果

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果(g/人・日)					
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	
H27	82.0	R2	56.6	57.3	57.6	58.1	57.9	
H28	75.2	R3	51.4	52.6	53.5	54.4	53.8	
H29	78.5	R4	46.1	48.1	49.7	51.1	50.0	
H30	64.7	R5	40.9	43.7	46.1	48.0	46.3	
R1	61.1	R6	35.7	39.5	42.8	45.2	42.9	
		R7	30.5	35.4	39.8	42.7	39.6	
		R8	25.2	31.3	36.9	40.3	36.5	
		R9	20.0	27.4	34.3	38.1	33.6	
		R10	14.8	23.6	31.9	36.1	30.8	
		R11	9.5	19.9	29.6	34.3	28.2	
		R12	4.3	16.2	27.5	32.6	25.7	
		式		$Y=a+bx$	$Y=a+b\cdot\ln x$	$Y=a\cdot e^{bx}$	$Y=a\cdot x^b$	$Y=a+b/x$
		a=		223.970000	580.136635	612.153048	93322.215034	-77.605008
		b=		-5.230000	-150.867763	-0.073880	-2.129870	4336.901714
		採否					採用	



2) 予測結果のまとめ

資料8 ごみ排出量の予測結果

項目	年度	実績					予測												備考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
計画人口	人	7,933	7,691	7,437	7,194	6,931	6,683	6,460	6,237	6,022	5,814	5,613	5,419	5,232	5,051	4,877	4,708	a : 予測結果	
ごみ総排出量	t/年	2,518	2,546	2,296	2,377	2,446	2,344	2,258	2,172	2,097	2,012	1,937	1,867	1,803	1,732	1,668	1,608	b = c+d+e+f	
燃えるごみ	t/年	1,776	1,900	1,729	1,685	1,686	1,621	1,567	1,513	1,465	1,410	1,362	1,315	1,273	1,225	1,183	1,142	c = h × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
燃えないごみ	t/年	307	196	244	298	331	318	308	297	288	277	267	258	250	241	232	224	d = i × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
粗大ごみ	t/年	197	239	110	224	274	263	255	246	238	229	221	214	207	199	192	186	e = j × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
資源ごみ	t/年	238	211	213	170	155	142	128	116	106	96	87	80	73	67	61	56	f = k × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>	
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	867.2	906.9	845.8	905.2	964.2	961.2	957.5	954.2	951.1	948.3	945.8	943.4	941.2	939.2	937.4	935.7	g = h+i+j+k	
燃えるごみ	g/人・日	611.7	676.8	636.9	641.7	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	664.6	h : 予測結果	
燃えないごみ	g/人・日	105.7	69.8	89.9	113.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5	i : 予測結果	
粗大ごみ	g/人・日	67.8	85.1	40.5	85.3	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	j : 予測結果	
資源ごみ	g/人・日	82.0	75.2	78.5	64.7	61.1	58.1	54.4	51.1	48	45.2	42.7	40.3	38.1	36.1	34.3	32.6	k : 予測結果	

※各年度9月末人口

資料9 ごみ処理・処分量の予測結果

(単位:t/年)

項目	年度	実績					予測												備考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
計画人口(単位:人)		7,933	7,691	7,437	7,194	6,931	6,683	6,460	6,237	6,022	5,814	5,613	5,419	5,232	5,051	4,877	4,708	a : 予測結果	
ごみ総排出量		2,518	2,546	2,296	2,377	2,446	2,344	2,258	2,172	2,097	2,012	1,937	1,867	1,803	1,732	1,668	1,608	b : 予測結果	
焼却処理	焼却処理量	1,895	2,016	1,801	1,791	1,838	1,740	1,680	1,621	1,569	1,509	1,456	1,406	1,360	1,308	1,263	1,218	c = d+e	
	燃えるごみ	1,776	1,900	1,729	1,685	1,686	1,621	1,567	1,513	1,465	1,410	1,362	1,315	1,273	1,225	1,183	1,142	d : 予測結果	
	処理施設からの可燃物	119	116	72	106	152	119	113	108	104	99	94	91	87	83	80	76	e = (不燃・粗大・資源)ごみ量 × 直近実績比率	
	排出量	280	289	229	225	221	231	223	215	208	200	193	187	181	174	168	162	f = g	
	焼却灰	280	289	229	225	221	231	223	215	208	200	193	187	181	174	168	162	g = 焼却処理量 × 直近実績比率	
	減容量量	1,615	1,727	1,572	1,566	1,617	1,509	1,457	1,406	1,360	1,308	1,263	1,219	1,179	1,134	1,095	1,057	h = c-f	
	減容化率	64.1%	67.8%	68.5%	65.9%	66.1%	64.4%	64.5%	64.7%	64.9%	65.0%	65.2%	65.3%	65.4%	65.5%	65.6%	65.7%	i = h ÷ b	
資源化	資源化量	375	308	327	291	280	297	279	263	249	234	221	210	199	189	179	170	j = k+l	
	直接資源化量	140	121	134	103	92	85	77	69	63	57	52	48	44	40	36	33	k = 資源ごみ量 × 直近実績比率	
	処理施設からの資源化物	235	187	193	188	188	212	203	193	185	176	169	162	155	149	142	137	l = (不燃・粗大・資源)ごみ量 × 直近実績比率	
	資源化率	14.9%	12.1%	14.2%	12.2%	11.4%	12.7%	12.4%	12.1%	11.9%	11.6%	11.4%	11.2%	11.0%	10.9%	10.7%	10.6%	m = j ÷ b	
最終処分	最終処分量	372	358	309	294	293	309	298	287	277	266	256	247	239	230	221	213	n = o+p+q	
	直接最終処分	36	30	43	31	29	33	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	o = 総ごみ量 × 直近実績比率	
	処理施設からの残差	56	39	37	38	43	45	43	41	40	38	36	35	33	32	30	29	p = (不燃・粗大・資源)ごみ量 × 直近実績比率	
	焼却灰	280	289	229	225	221	231	223	215	208	200	193	187	181	174	168	162	q = g	
	最終処分率	14.8%	14.1%	13.5%	12.4%	12.0%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	r = n ÷ b	

### 3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

目標達成時のごみ排出量及び処理・処分量について、資料10及び11にまとめる。

資料10 ごみ排出量の目標

項目	年度	実績					予測											備考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
計画人口	人	7,933	7,691	7,437	7,194	6,931	6,683	6,460	6,237	6,022	5,814	5,613	5,419	5,232	5,051	4,877	4,708	a : 予測結果
ごみ総排出量	t/年	2,518	2,546	2,296	2,377	2,446	2,340	2,251	2,162	2,082	1,995	1,916	1,841	1,773	1,698	1,632	1,566	b = c+d+e+f
燃えるごみ	t/年	1,776	1,900	1,729	1,685	1,686	1,612	1,550	1,488	1,433	1,372	1,317	1,265	1,218	1,166	1,119	1,073	c = h × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
燃えないごみ	t/年	307	196	244	298	331	316	303	290	278	265	254	243	233	222	213	204	d = i × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
粗大ごみ	t/年	197	239	110	224	274	261	249	238	228	218	208	198	190	181	173	165	e = j × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
資源ごみ	t/年	238	211	213	170	155	151	149	146	143	140	137	135	132	129	127	124	f = k × a × 365 ÷ 10 <sup>6</sup>
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	867.2	906.9	845.8	905.2	964.2	959.4	954.6	949.8	945.0	940.2	935.4	930.6	925.8	921.0	916.2	911.2	g = h+i+j+k
燃えるごみ	g/人・日	611.7	676.8	636.9	641.7	664.6	661.0	657.4	653.8	650.2	646.6	643.0	639.4	635.8	632.2	628.6	624.6	h : 目標値
燃えないごみ	g/人・日	105.7	69.8	89.9	113.5	130.5	129.4	128.3	127.2	126.1	125.0	123.9	122.8	121.7	120.6	119.5	118.5	i : 目標値
粗大ごみ	g/人・日	67.8	85.1	40.5	85.3	108.0	106.9	105.8	104.7	103.6	102.5	101.4	100.3	99.2	98.1	97.0	96.0	j : 目標値
資源ごみ	g/人・日	82.0	75.2	78.5	64.7	61.1	62.1	63.1	64.1	65.1	66.1	67.1	68.1	69.1	70.1	71.1	72.1	k : 目標値

※各年度9月末人口

資料11 ごみ処理・処分量の目標

(単位:t/年)

項目	年度	実績					予測											備考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
計画人口(単位:人)		7,933	7,691	7,437	7,194	6,931	6,683	6,460	6,237	6,022	5,814	5,613	5,419	5,232	5,051	4,877	4,708	a : 予測結果
ごみ総排出量		2,518	2,546	2,296	2,377	2,446	2,340	2,251	2,162	2,082	1,995	1,916	1,841	1,773	1,698	1,632	1,566	b : 予測結果
焼却処理	焼却処理量	1,895	2,016	1,801	1,791	1,838	1,731	1,665	1,599	1,539	1,474	1,415	1,359	1,309	1,253	1,203	1,154	c = d+e
	燃えるごみ	1,776	1,900	1,729	1,685	1,686	1,612	1,550	1,488	1,433	1,372	1,317	1,265	1,218	1,166	1,119	1,073	d : 予測結果
	処理施設からの可燃物	119	116	72	106	152	119	115	111	106	102	98	94	91	87	84	81	e = (不燃・粗大・資源)ごみ量 × 直近実績比率
	排出量	280	289	229	225	221	230	221	212	204	196	188	181	174	166	160	153	f = g
	焼却灰	280	289	229	225	221	230	221	212	204	196	188	181	174	166	160	153	g = 焼却処理量 × 直近実績比率
	減容量	1,615	1,727	1,572	1,566	1,617	1,501	1,444	1,386	1,335	1,278	1,227	1,179	1,135	1,087	1,043	1,001	h = c-f
減容化率	64.1%	67.8%	68.5%	65.9%	66.1%	64.2%	64.1%	64.1%	64.1%	64.1%	64.1%	64.1%	64.0%	64.0%	63.9%	63.9%	i = h ÷ b	
資源化	資源化量	375	308	327	291	280	304	295	285	276	266	258	250	242	233	226	219	j = k+l
	直接資源化量	140	121	134	103	92	90	89	87	86	84	82	81	79	77	76	74	k = 資源ごみ量 × 直近実績比率
	処理施設からの資源化物	235	187	193	188	188	213	205	198	190	183	176	169	163	156	150	145	l = (不燃・粗大・資源)ごみ量 × 直近実績比率
	資源化率	14.9%	12.1%	14.2%	12.2%	11.4%	13.0%	13.1%	13.2%	13.2%	13.4%	13.4%	13.6%	13.6%	13.7%	13.9%	14.0%	m = j ÷ b
最終処分	最終処分量	372	358	309	294	293	308	296	285	274	263	252	242	233	223	215	206	n = o+p+q
	直接最終処分	36	30	43	31	29	33	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	o = 総ごみ量 × 直近実績比率
	処理施設からの残差	56	39	37	38	43	46	44	42	41	39	37	36	35	33	32	31	p = (不燃・粗大・資源)ごみ量 × 直近実績比率
	焼却灰	280	289	229	225	221	230	221	212	204	196	188	181	174	166	160	153	q = g
	最終処分率	14.8%	14.1%	13.5%	12.4%	12.0%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.1%	r = n ÷ b

